

# コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方

## 凡例

「金融庁の考え方」においては、以下の略称を用いています。

正式名称	略称
保険業法（平成七年法律第百五号）	保険業法
保険業法施行令（平成七年政令第四百二十五号）	保険業法施行令
保険業法施行規則（平成八年大蔵省令第五号）	保険業法施行規則
保険会社向けの総合的な監督指針	監督指針
金融商品取引法（昭和三十二年法律第二十五号）	金融商品取引法
金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律（平成十二年法律第百一号）	金サ提供法
私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）	独占禁止法
公益通報者保護法（平成十六年法律第百二十二号）	公益通報者保護法
税理士法（昭和二十六年法律第二百三十七号）	税理士法

No.	該当箇所	コメントの概要	金融庁の考え方
1.	Ⅱ-4-2-1(4)	<p>Ⅱ-4-2-1(4)④に関して、不祥事件届出情報の共有を受けた際の保険会社での対応について、事案に応じて適切な活用方法について判断すべきとの前提の下、例えば、類似の不祥事件を惹起した疑いが認められた場合には連携された情報を伏在調査等に活用すること、類似の不祥事件を惹起した疑いが認められない場合においては、連携された情報を代理店の教育・管理・指導等に活用することが考えられるが、認識に相違ないか。</p>	<p>貴見のとおりです。</p> <p>なお、特定大規模乗合保険募集人から、「不祥事件の概要」、「不祥事件を惹起した者の氏名及び役職名その他参考となるべき事項」の通知を受けた所属保険会社等は、当該事項を、再発防止のための当該代理店への指導等や類似の不祥事件の調査といった法令の趣旨に沿った目的以外に利用しないよう留意する必要があると考えます。</p>
2.	Ⅱ-4-2-2(1)	<p>Ⅱ-4-2-2(1)の「当面 6 ヶ月以上続いている場合、」が「速やかに」に変更された後も、適正化措置までに 6 か月程度の猶予は認められ得るとの理解でよいか。</p>	<p>二以上の所属保険会社を有する生命保険募集人が、保険業法施行令第 40 条及び告示に定める要件を満たさない状態にあることが判明した場合には、御質問の 6 か月といった期間にとらわれることなく、速やかに適正化措置を講じる必要があるものと考えます。</p>
3.	Ⅱ-4-2-2(8)	<p>保険業法第 300 条第 1 項第 5 号を遵守する立場にあるものとは、具体的には、保険会社等若しくは外国保険会社等、これらの役員（保険募集人である者を除く。）、保険募集人又は保険仲立人若しくはその役員若しくは使用人をいうと考えられるが、どうか。</p> <p>また、同法第 300 条第 1 項第 8 号に基づき保険会社等若しくは外国保険会社等の特定関係者（同法第 100 条の 3）が特別の利益の供与を約し、又は提供していることを知りながら、当該保険契約の申込をさせる行為についても規制の対象になると考えられるが、どうか。</p> <p>（例えば、一般事業会社が、保険会社に出資し、主要株主となる場合には、同法第 100 条の 3 により当該事業会社は当該保険会社の特定関係者となりうる。）</p>	<p>前段については、貴見のとおりです。</p> <p>後段について、保険会社等又は外国保険会社等の特定関係者（保険業法第 100 条の 3 に規定する特定関係者及び同法第 194 条に規定する特殊関係者のうち、当該保険会社等又は外国保険会社等を子会社とする保険持株会社及び少額短期保険持株会社、当該保険持株会社等の子会社（保険会社等及び外国保険会社等を除く。）並びに保険業を行う者以外の者）が特別利益の供与を約し、又は提供していることを知りながら、当該保険契約の申込をさせる行為は、同法第 300 条第 1 項第 8 号に基づき、規制の対象になると考えられます。</p>

No.	該当箇所	コメントの概要	金融庁の考え方
4.	Ⅱ-4-2-2(8)	<p>他業を兼業する保険募集人が他業の顧客に対して各種のサービスや物品等の提供を行う場合や、保険会社や保険募集人からの委託、又は、それに準ずる関係等にある第三者が同様に行う場合であっても、それらサービス等の費用を保険会社や保険募集人等が実質的に負担していたり、顧客への訴求方法等によって、保険契約の締結、又は、保険募集に関して行われたと認められる場合には、保険業法第300条第1項第5号または第9号に該当し得ると考えられるが、どうか。</p>	<p>他業を兼業する保険募集人が、保険契約の締結又は保険募集に関し、Ⅱ-4-2-2(8)①に当たる取引やサービス・物品の提供を行う場合、保険業法第300条第1項第5号の特別利益の提供に該当し得ると考えられます。</p> <p>また、保険会社や保険募集人からの委託、又は、それに準ずる関係等にある第三者が取引やサービス・物品の提供主体となる場合であっても、当該行為が特別利益の禁止規定を免れる行為に当たる場合には、同法第300条第1項第9号及び保険業法施行規則第234条第1項第1号に抵触し得ると考えられます。</p>
5.	Ⅱ-4-2-2(8)	<p>代理店より団体従業員に対して保険外サービス（唾液によるがん診断等）を提案する場合、優遇価格での提供を想定している。</p> <p>その場合、特定の保険契約有無を限定せず、団体従業員全員に対して優遇価格で提供する場合は、「特別利益の提供（過度な便宜供与）に該当しない」という理解で良いか。</p>	<p>貴見において想定されている場面が不明確ですが、保険代理店が優遇価格でサービスを提供する場合、Ⅱ-4-2-2(8)①に照らし、個別具体的に、特別利益の提供の該当性を判断する必要があります。</p>
6.	Ⅱ-4-2-2(8)	<p>自動車保険にドライブレコーダーを取り付ける際、取り付け費用及び役務を引受保険会社が負担する事は、保険契約に付帯されるサービスとみなし、「特別利益の提供（過度な便宜供与）に該当しない」という理解で良いか。</p>	<p>貴見において想定されている場面が不明確ですが、対象サービスが「保険契約に付帯されるサービス」に該当する場合には、Ⅱ-4-2-2(8)①イに照らし、個別具体的に、特別利益の提供の該当性を判断する必要があります。</p> <p>なお、「保険契約に付帯されるサービス」は保険会社が組成するものであり、対象サービスが「保険契約に付帯されるサービス」に該当するか否かについては保険募集人が判断するものではありません。</p>

No.	該当箇所	コメントの概要	金融庁の考え方
7.	Ⅱ-4-2-2(8)	<p>法人契約において、契約者の意向を明確にすることを目的として、リスクマネジメント領域（リスクアセスメント、リスクファイナンス、リスクコントロール）を有償無償を問わずに役務提供を実施している場合、特別利益の提供に該当しないという理解でよいか。</p>	<p>貴見において想定されている場面が不明確ですが、保険契約の締結又は保険募集に関し、有償で役務提供を行う場合にはⅡ-4-2-2(8)①アに照らし、無償で役務提供を行う場合にはⅡ-4-2-2(8)①イに照らし、個別具体的に、特別利益の提供の該当性を判断する必要があります。</p>
8.	Ⅱ-4-2-2(8)	<p>保険代理店による「過度な便宜供与」「特別利益供与」について、例えば子会社企業代理店の場合、子会社であるため当然のように親法人の契約を引き受けているが、保険契約者でもあり密接な関係にある親法人の業務の支援に、人員の派遣を求められるようなケースがある（又は善意で支援したいと考える場合もある）。</p> <p>この場合において、これをもって過度な便宜供与、もしくは特別利益の供与とみなされるという理解でよいか。</p> <p>何ら対価が発生するわけでもないし、契約者の選択が歪むも何も政策的に選ばれるのは決まっている状況である。</p> <p>親法人あつての自分たちなので、自発的に支援に向かわなければという気持ちにもなるが、今後はそのような要請があっても保険代理店である以上は、事情を説明して断らなくてはならないのか。</p> <p>言い換えれば、「保険代理店」としての立場は、「子会社」としての立場よりも優先されるというルールにしておかねばならないのか。</p>	<p>貴見のような対価を伴わない人員の派遣は、直ちに特別利益の提供に該当するものではありませんが、保険契約の締結又は保険募集に関して当該人員の派遣を実施する場合、Ⅱ-4-2-2(8)①イに照らして、個別具体的に、特別利益の提供の該当性を判断する必要があると考えます。</p>
9.	Ⅱ-4-2-2(8)	<p>役務提供は、相手方と契約を締結して提供しているケースが想定される。</p> <p>例えば、保険会社が契約者に対して提供している役務提供が</p>	<p>今回の保険業法施行規則及び監督指針改正により、保険契約の締結に関し、特別利益を提供することに該当すると判断される行為が、改正保険業法の施行日以降に行われている場合には、同法第300条第1項</p>

No.	該当箇所	コメントの概要	金融庁の考え方
		<p>保険業法改正後の特別利益の提供に該当すると判断される場合において、当該役務提供を直ちに停止することにより保険会社や代理店が債務不履行責任等を負うようなケースにおいては、改正保険業法の施行日時時点で是正が完了していなかったとしても、計画的に是正に向けた取組みが進んでいること等の事情も踏まえた上で、不祥事件該当性を判断することは問題ないか。</p>	<p>第 5 号に違反することとなります。このような理解を前提に、各保険会社は、不祥事件該当性を判断する必要があると考えられます。</p>
10.	Ⅱ-4-2-2(8)	<p>企業内代理店が、保険業法施行規則第 232 条の 2 で定める保険契約者又は被保険者と密接な関係を有する者に該当するケースにおいて、保険会社が当該企業内代理店等との間で行う取引等が、Ⅱ-4-2-2(8) で規定する「特別利益の提供」あるいはⅡ-4-2-12 で規定する「保険代理店等に対する過度の便宜供与」のいずれに該当するかは、その取引の目的や生じ得る効果などを勘案して判断するという理解でよいか。</p> <p>例えば、当該企業代理店を「密接な関係を有する者」とする保険契約者又は被保険者の保険契約の獲得を目的としている場合はⅡ-4-2-2(8) の観点を、当該企業代理店における自社の商品の優先的な取扱いを目的としている場合はⅡ-4-2-12 の観点を確認し、当該取引の適切性を判断することが求められているという理解でよいか。</p> <p>また、当該取引が保険契約者間の公平性を阻害し得る場合はⅡ-4-2-2(8) の観点を、顧客の適切な商品選択の機会を阻害し得る場合はⅡ-4-2-12 の観点を、確認し当該取引の適切性を判断することが求められているという理解でよいか。</p>	<p>貴見のとおりです。</p>
11.	Ⅱ-4-2-2(8)	<p>社員本人契約に関する奨励金等が特別利益の提供に該当するとのことですが、社員の福利厚生費という認識では問題がある</p>	<p>貴見においてどのような場合を想定されているかが明確ではないため、回答は差し控えさせていただきます。</p>

No.	該当箇所	コメントの概要	金融庁の考え方
		<p>のでしょうか。</p> <p>特に通勤で使用している車両について、会社が一部負担するという考え方では認められないのでしょうか。</p>	
12.	Ⅱ-4-2-2(8)	<p>保険業法第300条第1項第5号を受けたⅡ-4-2-2(8)にある「保険募集に関し」という記載については、一般的に勧誘の段階を含むものであると考えられるなど、「保険募集」に関する時間を、その前後を含めて捉えるものと考えている。</p> <p>したがって、ある行為が保険会社又は保険募集人等が行う募集行為と時間的に連続していないことをもって、直ちに「保険募集に関して」に該当しないことにはならないと考えられるが、どうか。</p>	貴見のとおりです。
13.	Ⅱ-4-2-2(8)	<p>保険契約者等に対する贈答や債権放棄は対価を伴い行われる取引ではないため、Ⅱ-4-2-2(8)①アに定める「物品の購入、役務の提供その他の取引」に含まれるものではなく、イで適切性を確認するという理解でよいか。</p>	取引等が有償で行われる場合にはⅡ-4-2-2(8)①アに照らし、無償で行われる場合にはⅡ-4-2-2(8)①イに照らし、個別具体的に、特別利益の提供の該当性を判断する必要があります。
14.	Ⅱ-4-2-2(8)	<p>保険会社が、保険契約者や被保険者に対して保険商品と関連するサービスを提供する企業（代理店である場合を除く。以下、提携企業という）を紹介することがある。</p> <p>保険会社が提携企業のサービスを紹介し、提携企業が自身の判断・負担により割引価格で当該サービスを保険契約者や被保険者に提供することは、直ちに特別利益の提供には該当しないという理解でよいか。</p> <p>ただし、提携企業が当該保険契約の代理店である場合や、割引にかかる費用を保険会社が負担する場合、またはそのような誤認を招く訴求を行う場合には、保険業法施行規則第234条1項1号及びⅡ-4-2-2(8)①により、特別利益の提供に該当するという理解でよいか。</p>	個別具体的に検討する必要がありますが、保険会社と保険契約者や被保険者に対してサービスを提供する企業との関係性などによっては、保険業法第300条第1項第9号及び保険業法施行規則第234条1項1号に基づき、特別利益の提供に該当する可能性があります。

No.	該当箇所	コメントの概要	金融庁の考え方
15.	Ⅱ-4-2-2(8)	Ⅱ-4-2-2(8)①柱書の「取引等」には、保険会社や保険募集人による保険契約者等の株式の保有や、保険契約者等への融資、預金協力が含まれると考えてよいか。	具体的場面が不明確ですが、取引等が有償で行われる場合にはⅡ-4-2-2(8)①アに照らし、無償で行われる場合にはⅡ-4-2-2(8)①イに照らし、個別具体的に、特別利益の提供の該当性を判断する必要があります。
16.	Ⅱ-4-2-2(8)	保険募集に関し、自動車修理業を兼業する保険募集人が行う保険契約者等の車両の修理や、住宅メーカーを兼業する保険募集人が行う保険契約者等の住宅の修理等を約することはⅡ-4-2-2(8)①柱書に記載されている「取引等」に含まれるものであり、有償で提供する場合はⅡ-4-2-2(8)①ア.で、無償で提供する場合は同①イ.の各要件に照らし特別利益の提供の該非を判断する必要があるという理解でよいか。	貴見のとおりです。
17.	Ⅱ-4-2-2(8)	Ⅱ-4-2-2(8)①の「取引等の相手方が、保険契約者等に該当しない場合であっても、規則第234条第1項第1号に該当するものではないか、留意する必要がある。」について、「内閣府令で定める密接な関係を有する者」以外の者に利益を提供する場合は、潜脱に該当しないという理解でよいか（法令で、規定・委任された提供対象の者の範囲を超えて問題とする場合には、実質的には、法律の委任の範囲を超えているように思われるためである）。	Ⅱ-4-2-2(8)①における「内閣府令で定める密接な関係を有する者」とは、改正後の保険業法施行規則第232条の2に列挙する者を指します。 他方、Ⅱ-4-2-2(8)①（注1）は、取引等の相手方が、これらの者以外の者であっても、当該取引等が、特別利益の提供の規定を免れる行為に当たる場合、保険業法第300条第1項第9号及び同規則第234条第1項第1号に抵触する可能性があるため、留意するよう示すものです。

No.	該当箇所	コメントの概要	金融庁の考え方
18.	Ⅱ-4-2-2(8)	<p>Ⅱ-4-2-2(8)①(注1)の趣旨を確認したい。取引等の相手方が、「保険契約者等」に当たらない場合は、保険業法300条1項5号には該当しないものの、取引等の相手方と「保険契約者等」との関係によっては、同法第300条第1項第9号(保険業法施行規則第234条第1項第1号)に該当する可能性があるという理解でよいか。</p>	<p>Ⅱ-4-2-2(8)①における「内閣府令で定める密接な関係を有する者」とは、改正後の保険業法施行規則第232条の2に列挙する者を指します。</p> <p>他方、Ⅱ-4-2-2(8)①(注1)は、取引等の相手方が、これらの者以外の者であっても、当該取引等が、特別利益の提供の規定を免れる行為に当たる場合、保険業法第300条第1項第9号及び同規則第234条第1項第1号に抵触する可能性があるため、留意するよう示すものです。</p>
19.	Ⅱ-4-2-2(8)	<p>Ⅱ-4-2-2(8)①ア.について、例えば、銀行の別働隊的な会社であって、不動産業等も兼営している保険募集人が、有力な取引先(保険取引先に限られず、不動産賃貸等の取引先を含む)との長期的な取引関係を考慮して、例えば、当該取引先が社会福祉法人から委託を受けた物品を、通常相場よりも相当高い値段で売ってくるのを買う(結果、社会福祉法人にお金が入る)といったことについて、対応せざるを得ない場合があった。</p> <p>その時は、社会通念上儀礼の範囲内のものとして処理できると構成したが、今回の「ア。」の導入後も、そうした「寄附」に近い「取引」は「特別の利益」の提供に該当せず、許容される場合があるという理解でよいか。</p>	<p>御指摘の状況の詳細が明らかではないものの、貴見のような長期的な取引関係を考慮した取引であることをもって直ちに特別利益の提供に該当するわけではありませんが、当該取引が、保険契約の締結又は保険募集に関し行われる場合、Ⅱ-4-2-2(8)①ア.に照らし、個別具体的に特別利益の提供の該当性を検討する必要があります。</p>
20.	Ⅱ-4-2-2(8)	<p>Ⅱ-4-2-2(8)①ア.の「物品の購入、役務の提供その他の取引(注2)に関し、以下のような点から、取引上の社会通念に照らし相当であると認められないものとなっていないか。」に関し、以下の事例に関しては、取引上の社会通念に照らし相当であると認められないものには該当しない、との理解でよいか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・物品の購入、役務の提供その他の取引に関し、それぞれの取引単体としてみたときに、各判断要素に照らして取引の合理</li> </ul>	<p>前段については、貴見のとおりです。</p> <p>後段については、御指摘のような態勢を整備することも有効であると考えます。</p>

No.	該当箇所	コメントの概要	金融庁の考え方
		<p>性が客観的に認められる行為</p> <p>なお、保険会社又は保険募集人は、保険契約者等から紹介があった商材について社内購入部署に伝達する行為や従業員に紹介する行為について、保険契約者等から「取引の見返り」と受け止められることを防ぐため、社内において、強制的な購入や、保険契約の締結・保険契約数又は保険引受シェアの調整と関連づける言動を禁止する等の教育・研修を行う等の態勢を整備することが求められると考えられるが、どうか。</p>	
21.	Ⅱ-4-2-2(8)	<p>保険会社又は保険募集人の事業運営上必要な取引を行うに当たって、発注先の選定に際しては、Ⅱ-4-2-2(8)①ア.に定める各項目に十分に留意するものの、結果として選定された発注先が、保険契約の締結先であることや、保険契約数や保険引受シェアが大きい契約者であったとしても、直ちに不適切とはならないという理解でよいか。</p>	<p>「取引上の社会通念に照らし相当であると認められない」ものであるかは、Ⅱ-4-2-2(8)①ア.に定める各要素に照らして判断する必要があるところ、御指摘のような事情があることの一事をもって、直ちに違法と判断されるものではないと考えます。</p>
22.	Ⅱ-4-2-2(8)	<p>保険会社又は保険募集人（以下、保険会社等）が、保険契約の締結や保険引受シェアの調整を意図せず、保険会社等の業務に必要な取引を保険契約者で行っているとしても、保険契約者が保険会社等との取引量に応じて保険契約数や保険引受シェアを決定することがあり得る。</p> <p>このような場合、保険会社等が、保険契約者におけるその決定プロセスを全く認識していない限り、Ⅱ-4-2-2(8)①ア.(ア)に照らし保険会社等が、「保険契約の締結や、保険契約数又は保険引受シェアの前提として」取引の内容を決定しているものではないと判断したうえで、同(8)①ア.(イ)～(エ)に照らし特別利益の提供の該非を判断することによいか。</p>	<p>客観的事情からⅡ-4-2-2(8)①ア.(ア)から(エ)に照らし、特別利益の提供の該非について判断する必要があるところ、貴見のようなケースは、Ⅱ-4-2-2(8)①ア.(ア)に該当しない可能性があります。</p> <p>なお、保険会社又は保険代理店においては、Ⅱ-4-2-2(8)①ア.(ア)に該当すると判断されるおそれを排除する観点から、役職員に適切に教育・管理・指導をすることが有効であると考えられます。</p>

No.	該当箇所	コメントの概要	金融庁の考え方
23.	Ⅱ-4-2-2(8)	<p>Ⅱ-4-2-2(8)①ア.(ア)の「保険会社又は保険募集人において、保険契約の締結や、保険契約数又は保険引受シェアの調整を前提として、当該取引を行う又は当該取引の内容を決定することとされていないか。」に関し、保険会社又は保険募集人において、保険契約の締結や、保険契約数又は保険引受シェアの調整を前提として取引を行う又は当該取引の内容を決定することなく、取引等の相手方自身のみでの判断により当該調整等が行われることは、(ア)に該当するものではないが、保険会社又は保険代理店においては、(ア)に該当しないよう、役職員に適切に教育・管理・指導する必要がある、との理解でよいか。</p>	<p>客観的事情からⅡ-4-2-2(8)①ア.(ア)から(エ)に照らし、特別利益の提供の該非について判断する必要があるところ、貴見のようなケースは、Ⅱ-4-2-2(8)①ア.(ア)に該当しない可能性があります。</p> <p>なお、保険会社又は保険代理店においては、Ⅱ-4-2-2(8)①ア.(ア)に該当すると判断されるおそれを排除する観点から、役職員に適切に教育・管理・指導をすることが有効であると考えられます。</p>
24.	Ⅱ-4-2-2(8)	<p>保険代理店が費用を負担し、保険契約者等に対して平場鑑定等の(8)①ア.(保険業法第97条第1項に定める「保険の引受け」に必要な業務として行う場合は除く)を提供するケースが想定される。</p> <p>このようなケースでは、例えば、平場鑑定に係る費用を保険代理店、保険契約者等の双方が負担する場合は対価を伴う取引として、Ⅱ-4-2-2(8)①ア.の各要件に照らし、特別利益の提供の該非を判断する必要があるという理解でよいか。</p> <p>一方、平場鑑定に係る費用を保険代理店が全額負担する場合は、対価を伴わない取引として、Ⅱ-4-2-2(8)①イ.の各要件に照らし、特別利益の提供の該非を判断する必要があるという理解でよいか。</p>	<p>貴見のとおりです。</p>

No.	該当箇所	コメントの概要	金融庁の考え方
25.	Ⅱ-4-2-2(8)	<p>役務の提供等について「社会通念に照らし相当であると認められないものとなっていないか」と記載があるが、「社会通念に照らして相当」である基準及び範囲について、金融庁の考えを具体的に示していただきたい。</p>	<p>個別具体的に判断すべき事項であって、一概に回答をお示しすることは困難です。</p>
26.	Ⅱ-4-2-2(8)	<p>Ⅱ-4-2-2(8)①ア.(ア)から(エ)に記載の各要素は、一つでも該当した場合には、直ちに特別の利益の提供に該当する訳ではなく、各要素を総合的に勘案・考慮して特別利益の提供への該当性を判断すればよいか。</p>	<p>貴見のとおりです。</p> <p>なお、判断は個別具体的に行われる必要がありますが、Ⅱ-4-2-2(8)①ア.(ア)に該当する場合には、特に取引上の社会通念に照らし相当であると認められないおそれがあることに留意する必要があります。</p>
27.	Ⅱ-4-2-2(8)	<p>Ⅱ-4-2-2(8)①ア.(ア)に関して、保険会社又は保険募集人(以下、保険会社等)が、保険契約の締結や保険引受シェアの調整を意図せず、保険会社等の業務に必要な取引を保険契約者と行っているとしても、保険契約者が保険会社等との取引量に応じて保険契約数や保険引受シェアを決定する実態は取引の公平性を歪め、保険会社等との健全な競争環境を損なう原因となり得るので、好ましくないと考える。</p> <p>例えば、保険契約者からの明示により当該取引が保険契約数や保険引受シェアを決定している実態が明らかになり、当該取引が特別の利益の提供に該当すると判断される場合には、保険会社等は保険契約者に対しその実態の是正を申し入れる必要があるか。</p>	<p>保険会社又は保険募集人が、Ⅱ-4-2-2(8)①に照らし、当該取引が特別利益の提供に該当すると判断した場合、当該取引の是正をすることが望ましいと考えられます。</p>

No.	該当箇所	コメントの概要	金融庁の考え方
28.	Ⅱ-4-2-2(8)	<p>Ⅱ-4-2-2(8)①ア.(ウ)に関しては、「当該取引における、価格等の取引条件が、一般的な取引条件と比較し、著しく不合理なものとなっていないか」の「不合理」の解釈として、例えば「一般的な取引価格」と比較して過大なものか否かを判断すると記載されているが、他に着眼すべき観点があれば御教示いただきたい。</p> <p>また、ここでいう「不合理」とは、一般的な取引と当該取引の条件とに差があることをもってただちに不合理というものではないが、保険契約者間の公平性を阻害するような差がある場合を想定しているという理解でよいか。</p>	<p>「価格」以外の取引条件として、例えば、保険契約者である企業に対する出向者派遣における、出向者数や出向負担金などが考えられます。</p> <p>また、Ⅱ-4-2-2(8)①ア.(ウ)は、「著しく不合理」である場合を定めているところ、一般的な取引と当該取引の条件との差について、社会通念に照らして合理的な説明が困難であるような著しい差異がある場合を想定しています。</p>
29.	Ⅱ-4-2-2(8)	<p>保険会社や代理店が物品購入をする際に、複数社の商品を導入するよりも1社に統一することで経済合理性や利便性の観点でのメリットを享受できる場合がある。</p> <p>この場合は特定の企業に購入先を統一したとしても、Ⅱ-4-2-2(8)①ア.(エ)に規定されている保険契約者間の公平性を「著しく」阻害するものではないという理解でよいか。</p>	<p>個別具体的に検討する必要がありますが、ただちに「保険契約者間の公平性を著しく阻害」するものではないと考えられます。</p>
30.	Ⅱ-4-2-2(8)	<p>便宜供与の線引きが曖昧なまま運用される場合、真面目に制度遵守を行う代理店ほど不利になる構造が生じるおそれがある。</p> <p>特に、保険契約と実質的に紐づいた車検・修理・割引サービス等については、どこまでが許容範囲で、どこからが規制対象となるのかを明確に示す必要がある。</p> <p>明確な基準が示されることで、代理店側も適切な判断が可能となり、制度の実効性が高まると考える。</p>	<p>貴重な御意見として承ります。</p>

No.	該当箇所	コメントの概要	金融庁の考え方
31.	Ⅱ-4-2-2(8)	<p>Ⅱ-4-2-2(8) 法第300条第1項第5号関係の1ア。(注2)、(ア)(注3)について、Ⅴ-5-6において、「保険仲立人においては、その業務の特性に応じ、保険契約の締結及び保険募集に関し、保険募集人の取扱い(Ⅱ-4-2)に準じた適切な措置を講じる必要がある」とされているところ、Ⅱ-4-2-2(8) 法第300条第1項第5号関係の1ア。(注2)においては「ここでいう取引とは、保険契約に付帯されるサービス以外のものであって、売買その他保険契約者等との間で対価を伴い行われるもの」とし、また、1ア。(ア)(注3)においては、「なお、例えば、事故防止・損害抑制に係るサービスについては、保険契約の締結や、保険契約数又は保険引受シェアの調整の前提として提供されることをもって、直ちに取引上の社会通念に照らして不相当と判断されるものではない。」とされている。</p> <p>保険仲立人においては、適切な保険金額の設定や事故防止・損害抑制を目的として、保険契約者等から対価を得ることなく評価鑑定業務やリスク調査業務を行うことも多いが、これらの業務は、「役務の提供その他の取引」として直ちに「特別利益の提供」に該当するものではなく、「事故防止・損害抑制に係るサービス」に準ずる業務として考えて良いのか。</p>	<p>貴見のようなケースにおいては、保険契約の締結又は保険募集に関し、無償で提供される業務はⅡ-4-2-2(8)①イに照らして、特別利益の提供の該当性を判断する必要があるものと考えます。</p> <p>なお、Ⅱ-4-2-2(8)①ア。(ア)(注3)における「事故防止・損害抑制に係るサービス」は、有償で提供されるサービスを指し、何らの対価を伴わないサービスについては、Ⅱ-4-2-2(8)①イに照らして、特別利益の提供の該当性を判断する必要があるものと考えます。</p>
32.	Ⅱ-4-2-2(8)	<p>保険業法第300条第1項第5号においては、特別利益の提供を禁止する規定が設けられている。</p> <p>これを踏まえ、Ⅱ-4-2-2(8)①ア。(注3)においては、「例えば、事故防止・損害抑制に係るサービスについては、保険契約の締結や、保険契約数または保険引受シェアの調整の前提として提供されることをもって、直ちに取引上の社会通念に照らして不相当と判断されるものではない」との記載がなされている。</p>	<p>貴見のようなケースにおいては、保険契約の締結又は保険募集に関し、無償で提供される業務はⅡ-4-2-2(8)①イに照らして、特別利益の提供の該当性を判断する必要があるものと考えます。</p> <p>なお、Ⅱ-4-2-2(8)①ア。(ア)(注3)における「事故防止・損害抑制に係るサービス」は、有償で提供されるサービスを指し、何らの対価を伴わないサービスについては、Ⅱ-4-2-2(8)①イに照らして、特別利益の提供の該当性を判断する必要があるものと考えます。</p>

No.	該当箇所	コメントの概要	金融庁の考え方
		<p>金融庁から示された当該例示については、実務上、有償サービスとして提供されている事例も確認されているが、一部の顧客に対してのみ無償で提供される場合であっても、特別利益の提供には該当しないとの理解でよいか。</p>	
33.	Ⅱ-4-2-2(8)	<p>Ⅱ-4-2-2(8)①ア.(注2)にいう「保険契約に付帯されるサービス」に関して、サービスと呼称していても保険契約の約款に基づいて提供するサービスである場合は、保険契約そのものであり、保険業法第300条第1項第5号における保険契約者等に対する特別の利益の提供に該当しないという理解でよいか。</p>	<p>保険約款に基づいてサービスの提供を行う場合、保険業法第300条第2項に基づいて、特別利益の提供に該当しません。</p>
34.	Ⅱ-4-2-2(8)	<p>今般の改正で、Ⅱ-4-2-2(8)ア.(注2)に保険契約に付帯されるサービスが、同ア.(注3)に事故防止・損害抑制に係るサービスが明記されたところ、そのようなサービスであっても、保険会社が保険業法第97条第1項に定める「保険の引受け」にあたり必要な業務として行う場合(例えば、平場鑑定・リスクサーベイ、保険金支払に関するサービス、保険契約の維持・管理に必要なサービスが「保険の引受け」にあたり必要な業務として行われる場合)は、そもそも同法第300条第1項第5号における保険契約者等に対する特別の利益の提供に該当しないと考えられる。</p> <p>この点、改正前と考え方が変わるものではないという理解でよいか。</p>	<p>貴見のとおりです。</p>

No.	該当箇所	コメントの概要	金融庁の考え方
35.	Ⅱ-4-2-2(8)	<p>Ⅱ-4-2-2(8)①ア。(注2)において、今般の改正で新たに明記された「保険契約に付帯されるサービス」とは、例えば、保険契約者または被保険者に対して商品と一体で提供するサービスであり、その対価を保険料とは別に保険契約者から得ていないものであるという理解でよいか。</p> <p>また、ここでいう「保険契約に付帯されるサービス」についてはⅡ-4-2-2(8)①イ.において特別利益の提供の該非を判断するという理解でよいか。</p>	<p>「保険契約に付帯されるサービス」について、一概に回答することは困難ですが、例えば、貴見のようなケースが「保険契約に付帯されるサービス」に該当しうると考えられます。</p> <p>また、対象サービスが「保険契約に付帯されるサービス」に該当する場合、Ⅱ-4-2-2(8)①イ.において特別利益の提供の該非を判断します。</p> <p>加えて、Ⅱ-4-2-2(8)①イ.は、今般の監督指針改正によって判断方法が変わるものではなく、各考慮要素に従って特別利益の提供の該非を総合的に判断する必要があります。</p>
36.	Ⅱ-4-2-2(8)	<p>今般の改正で新たに明記された「保険契約に付帯されるサービス」とは、例えば、保険契約者または被保険者に対して商品と一体で提供するサービスであり、その対価を保険料とは別に保険契約者から得ていないものであるという理解でよいか。</p> <p>また、ここでいう「保険契約に付帯されるサービス」についてはⅡ-4-2-2(8)①イ.において特別利益の提供の該非を判断するという理解でよいか。</p> <p>同(8)①イ.の各項目の判断基準は監督指針改正により変わることはなく、画一的な基準に拠らず、サービスの内容やコスト、保険契約との関連性等を踏まえ、総合的に判断するものと理解してよいか。</p>	
37.	Ⅱ-4-2-2(8)	<p>Ⅱ-4-2-2(8)①(注3)の「なお、例えば、事故防止・損害抑制に係るサービスについては、保険契約の締結や、保険契約数又は保険引受シェアの調整の前提として提供されることをもって、直ちに取引上の社会通念に照らして不相当と判断されるものではない。」について、「保険引受シェアの調整」は独占禁止法上の問題が生じないのか。</p>	<p>独占禁止法への抵触の有無については、金融庁の所管外の事項であり、回答は差し控えさせていただきます。</p> <p>なお、Ⅱ-4-2-2(8)①アの「保険引受シェアの調整」は、複数の保険会社間で保険引受シェアを調整する行為ではないと考えます。</p> <p>たとえば、とある保険会社が保険契約者との間で取引行為を行う場合、保険引受シェアの調整の前提として、当該保険会社において、当該</p>

No.	該当箇所	コメントの概要	金融庁の考え方
		<p>独占禁止法上の問題が生じるかどうかは別途個別に保険会社が検討すべき問題ということか。</p>	<p>取引の実施又は当該取引の内容を決定する場面を想定しています。</p>
38.	Ⅱ-4-2-2(8)	<p>事故防止・損害抑制に係るサービス（リスクサーベイの現地調査や交通安全講習会講師等を保険会社社員が務める等）は「特別利益の提供（過度な便宜供与）に該当しない」という理解で良いか。</p>	<p>原則として、保険会社又は保険募集人が、保険契約の締結や、保険契約数又は保険引受シェアの調整の前提として、当該取引を行う場合には、取引上の社会通念に照らし不相当と考えます。</p> <p>もっとも、Ⅱ-4-2-2(8)①ア.（注3）は、保険契約の締結等の前提として取引を行うことに合理性がある場合には、顧客本位の業務運営の観点から、当該取引が社会通念上必要であることが明らかであることを理由として、例外的に、妥当性が認められるケースを例示したものです。</p> <p>そのため、事故防止・損害抑制に係るサービスであることのみをもってただちに特別利益の提供に該当しないわけではありません。</p>
39.	Ⅱ-4-2-2(8)	<p>Ⅱ-4-2-2(8)①ア.（注3）にいう「事故防止・損害抑制に係るサービス」が、同(8)①ア.（注2）の「保険契約に付帯されるサービス」である場合は、同(8)①ア.ではなく、同(8)①イ.において特別利益の提供の該非を判断するという理解でよいか。</p>	<p>貴見のとおりです。</p>

No.	該当箇所	コメントの概要	金融庁の考え方
40.	Ⅱ-4-2-2(8)	<p>保険会社が保険契約者・被保険者に提供する「事故防止・損害抑制に係るサービス」は有償で提供するものもあれば、無償で提供するものもある。有償で提供する場合は、Ⅱ-4-2-2(8)①ア.（注3）に照らし、無償で提供する場合は同（8）①イ.に照らし、特別利益の提供の該非を判断するという理解でよいか。</p>	<p>貴見のようなケースにおいては、有償で提供する場合は、Ⅱ-4-2-2(8)①ア.に照らし、無償で提供する場合は同（8）①イ.に照らし、特別利益の提供の該非を判断する必要があります。</p>
41.	Ⅱ-4-2-2(8)	<p>Ⅱ-4-2-2(8)①ア.（注3）及び同（8）①イ. に関して、保険会社が保険契約とは別に、保険契約者に対して、提供するサービスの中には、脱炭素取組を支援するサービスなど、「社会課題の解決に係るサービス」がある。</p> <p>「社会課題の解決に係るサービス」については、事故防止・損害抑制に係るサービスと同様に、保険契約の締結や、保険契約数又は保険引受シェアの調整の前提として提供されることをもって、直ちに取引上の社会通念に照らし不相当と判断されるものではない、という理解でよいか。</p>	<p>原則として、保険会社又は保険募集人が、保険契約の締結や、保険契約数又は保険引受シェアの調整の前提として、当該取引を行う場合には、取引上の社会通念に照らし不相当と考えます。</p> <p>もっとも、Ⅱ-4-2-2(8)①ア.（注3）は、保険契約の締結等の前提として取引を行うことに合理性がある場合には、顧客本位の業務運営の観点から、当該取引が社会通念上必要であることが明らかであることを理由として、例外的に、妥当性が認められるケースを例示したものです。</p> <p>御指摘のような、「社会課題の解決に係るサービス」については、上記のような趣旨に留意し、個別具体的に検討する必要があるものと考えます。</p>
42.	Ⅱ-4-2-2(8)	<p>無償で役務を提供する場合は、Ⅱ-4-2-2(8)①イ. で適切性を判断することが求められているという理解でよいか。</p>	<p>貴見のとおりです。</p>
43.	Ⅱ-4-2-2(8)	<p>企業向けにリスク診断やBCP策定支援サービスを無償で提供した上で、保険契約の締結をおすすめする場合はⅡ-4-2-2(8)①イ.に照らし、当該サービスの提供が特別利益の提供に該当するか否かを判断する必要があるという理解でよいか。</p>	

No.	該当箇所	コメントの概要	金融庁の考え方
44.	Ⅱ-4-2-2(8)	Ⅱ-4-2-2(8)①イ. によれば、Ⅱ-4-2-2(8)①ア. に該当しない「各種のサービスや物品の提供」については、改正前の監督指針における考え方から変更がないという理解でよいか。	いわゆるノベルティの提供など、「各種のサービスや物品の提供」については、本監督指針の改正によって解釈に変更が生じるものではありません。
45.	Ⅱ-4-2-2(8)	Ⅱ-4-2-2(8)①イ.(ア)の「経済的価値」については、保険会社・保険募集人等（保険募集人等である一般事業会社を含む）が負担しているものをいうと考えられるが、どうか。 一方、保険募集人等ではない一般事業会社が負担するサービス等はここでいう「経済的価値」に含まれないが、その実質的な負担者が保険会社・保険募集人等と認められる場合は「経済的価値」に含まれ得ると考えられるが、どうか。	保険会社又は保険募集人が取引に該当しない各種のサービスや物品の提供をする場合、Ⅱ-4-2-2(8)①イ(ア)から(ウ)に照らして、特別利益の提供の該非を判断する必要があります。 なお、提供主体が、保険会社又は保険募集人でない場合であっても、例えば、実質的な負担者が保険会社・保険募集人と認められる場合など、保険業法第300条第1項第5号に規定する行為の同項の規定による禁止を免れる行為に当たる場合には、同法第300条第1項第9号及び保険業法施行規則第234条第1項第1号に抵触し得ることに留意が必要です。
46.	Ⅱ-4-2-2(8)	Ⅱ-4-2-2(8)①イ.(ア)の「社会相当性」については、個別事例に基づき総合的に判断する必要があると考えられるが、どうか。	貴見のとおりです。
47.	Ⅱ-4-2-9	Ⅱ-4-2-9(9)(注)の「特定大規模乗合生命保険募集人又は特定大規模乗合損害保険代理店に対する体制整備義務の履行を免れることを目的とした不適切な行為」とは、例えば、別個登録や法人の分割等の手法を用いて、恣意的に所属保険会社を絞り込んだり、手数料等の額を調整したりすることなどにより、体制整備義務を免れようとする行為を想定しているか。	貴見のとおりです。 ただし、特定大規模乗合保険募集人の該非を判定する手数料等の要件は、別個に登録された事務所単位ではなく一つの法人単位で判定するものです。 なお、御意見にある監督指針の規定(Ⅲ-2-1-(1)④ウ.)については、今日的な意義等に照らし、今後廃止する予定です。

No.	該当箇所	コメントの概要	金融庁の考え方
48.	Ⅱ-4-2-11	<p>「特定保険募集人」の事業報告書の新様式について確認したい。</p> <p>事業報告書の新様式における「保険募集を除く保険会社等との取引状況」及び「保険会社等から支払われている募集手数料以外の金銭の状況」は、「過度な便宜供与等の観点」から追加になっていると思われるが、保険会社が実施するお客さま向け有料ソリューションの提供・提案（代理店への収益還元があるケースあり）も含まれるとの認識でよいか。また、「その他保険会社等と行っている経営支援を目的とした取引等」にあたるとの認識でよいか。</p>	<p>保険業法施行規則の一部改正案に対するパブリックコメント結果における「コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方」No. 170を御参照ください。</p>
49.	Ⅱ-4-2-15	<p>本改正案では、特定大規模乗合保険代理店については明確な規定が設けられている一方、それ以外の代理店については「規模や業務特性に応じて」との記載にとどまっている。</p> <p>実務上は、規模区分の境界に位置する代理店が、求められる体制整備の水準について最も判断に迷いやすいと考えられることから、体制整備を段階的に進める際の考え方や留意点が示されることが、制度の円滑な運用につながるのではないかと考えます。</p>	<p>所属保険会社等から受領する手数料収入額が特定大規模乗合保険募集人の要件には該当しないものの、その近傍にある保険募集人に求められる体制整備の内容については、当該保険募集人の特性や、既存の体制整備状況に応じて異なることから、一概に回答することは困難です。</p> <p>その上で、一般論としては、当該保険募集人が特定大規模乗合保険募集人に該当することとなった場合に速やかに必要な体制整備を講じることができるよう、現時点での体制整備状況と法令等により特定大規模乗合保険募集人に求められる体制整備内容の差分を明確化した上で、法令等遵守責任者や統括責任者となり得る者の確保・選定や、その配置等について検討を行うとともに、当該検討結果も踏まえて特定大規模乗合保険募集人に準じた体制整備を講じることが望ましいと考えます。</p> <p>また、上記の検討や体制整備の適切性及び実効性を確保するため、例えば内部監査体制を先行して整備することも有効と考えます。</p>

No.	該当箇所	コメントの概要	金融庁の考え方
50.	Ⅱ-4-2-15	<p>保険業法施行規則第 215 条の 4（特定大規模乗合生命保険募集人の業務運営に関する措置）及び同規則第 294 条の 4（特定大規模乗合損害保険募集人の業務運営に関する措置）に関連して、質問する。</p> <p>今回の監督指針見直しの背景には、保険募集の適正性を確保する観点から、適切な募集を行う代理店の体制整備を促す、あるいは結果として代理店の質の向上・選別を図る目的があるものと受け止めている。</p> <p>しかしながら、その目的を踏まえた場合、代理店の規模のみを基準として特定大規模代理店に限定して規制を強化する手法は、必ずしも募集上のリスクの高低と整合的とはいえず、実効性に疑問が残る。むしろ、代理店の規模にかかわらず、募集管理体制やコンプライアンス体制等について横断的な評価を行い、評価が著しく低い代理店については、業務改善命令や登録継続の可否も含めた抜本的な対応を検討すべきではないか。</p> <p>なぜ今回の見直しにおいて、そのような全代理店を対象とした評価・選別の枠組みではなく、特定大規模代理店に限定した対応としたのか、その理由を教示願いたい。</p>	<p>今般の保険金不正請求事案が生じた損害保険代理店の規模等も考慮しつつ、保険会社による営業上の配慮が働きやすい大規模な乗合保険代理店を特定大規模乗合生命保険募集人又は特定大規模乗合損害保険代理店と定義し、上乘せの体制整備義務等を課すことが適当と考えられるためです。</p>
51.	Ⅱ-4-2-15	<p>特定大規模乗合保険募集人に対して、ヒアリングや保険業法第 305 条に基づく報告や立入検査の実施を行うのは、規制当局の金融庁であるという理解で良いか確認したい。</p>	<p>保険業法第 305 条に基づく報告徴求命令や立入検査の実施権者は、金融庁長官又は財務局長です。</p> <p>なお、保険会社においてもヒアリングや代理店監査等により、特定大規模乗合保険募集人を含む保険募集人における体制整備や保険募集等の適切性等を検証し、課題等が認められた場合には期限を定めて改善を求めるなど、特定大規模乗合保険募集人を含む保険募集人に対する指導等を適切に実施する必要があると考えます。</p>

No.	該当箇所	コメントの概要	金融庁の考え方
52.	Ⅱ-4-2-15-1	<p>Ⅱ-4-2-15-1(1)の「保険募集の委託を行うにあたり、保険会社において、その業務の健全かつ適切な運営及び保険募集の公正を確保する観点」に関しては、以下の理解でよいか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・前提として、保険業の公共性、保険募集の公正性といった保険会社としての責務を果たす上で、保険会社は、「特定大規模乗合保険募集人」に限らず全ての保険代理店と適切な関係性を構築する必要がある。</li> <li>・委託開始前に、保険代理店における法令等遵守態勢や顧客の適切な商品選択の機会を阻害するおそれがないこと等を十分に確認する必要がある、委託開始後も、適切に管理・指導する必要がある。</li> <li>・委託開始後、保険代理店における法令等遵守態勢に重大な不備が認められる場合や顧客の適切な商品選択の機会を阻害する場合には、保険会社からの指導を踏まえた改善の状況等を踏まえ、委託契約の継続の是非を含めて、慎重に検討・対応する必要がある。</li> </ul>	貴見のとおりです。
53.	Ⅱ-4-2-15-1	Ⅱ-4-2-15-1(1)①においては、「当該通知を受けた場合には適切に対応すること」とされているが、具体的にどのようなことが想定されているか確認したい。	特定大規模乗合保険募集人としての管理対象とした上で、教育・指導・管理を含め、各種体制整備に向けた必要な措置を講じることを想定しています。
54.	Ⅱ-4-2-15-1	対象募集人の基準について、乗合募集の多様化やデジタル化の進展を踏まえ、基準の柔軟性や将来的な見直しメカニズムが十分に考慮されているか、また、中小規模の乗合代理店や新興の保険ショップ等においても類似のリスクが生じ得る状況を勘案すると、基準の硬直性が監督の網抜けを招く懸念はないか、といった観点から改正案には実効性確保に課題があり、追加的	貴重な御意見として承ります。

No.	該当箇所	コメントの概要	金融庁の考え方
		な改正や補完措置について検討すべきである。	
55.	Ⅱ-4-2-15-1	乗合保険会社の委託方針がA社とB社で内容に相反があった場合、代申保険会社の方針を採用することで問題ないか。	委託方針については、その公表や代理店への開示が求められるものではありませんが、代理店委託契約を締結する保険会社がそれぞれ定めるものであることから、委託方針により求められる措置等についても、それぞれの保険会社の委託方針を踏まえて講じる必要があると考えます。
56.	Ⅱ-4-2-15-1	Ⅱ-4-2-15-1(1)②においては、「特定大規模乗合保険募集人への委託に関して、規則第53条の13に基づき以下の内容を含む方針を定め」ることとされているが、当該方針は、「特定大規模乗合保険募集人」に該当する保険代理店毎に作成する方法に加えて、「特定大規模乗合保険募集人」に該当する保険代理店全般への委託に関し作成する方法が考えられる、との理解でよいか。	特定大規模乗合保険募集人への委託方針は、委託先ごとに定めることが求められます。 なお、内容が同一の場合にまとめることも許容されると考えます。
57.	Ⅱ-4-2-15-1	Ⅱ-4-2-15-1(1)②において、保険会社が特定大規模乗合保険募集人への委託に関して定めることとされている「委託方針」の内容は、当該特定大規模乗合保険募集人との関係性や業務遂行状況等に応じた適切な対応が取られている限りにおいては、個々の保険会社の判断に委ねられているとの理解でよいか。	貴見のとおりです。

No.	該当箇所	コメントの概要	金融庁の考え方
58.	Ⅱ-4-2-15-1	Ⅱ-4-2-15-1 (1)②においては、委託方針に関して「定期的に検証を行い」とあるが、検証の頻度は合理的な範囲で保険会社が判断することが認められるという理解でよいか。	検証の頻度については、その実効性が確保されるよう保険会社において適切に判断する必要があると考えます。
59.	Ⅱ-4-2-15-1	Ⅱ-4-2-15-1(1)②ア. の「特定大規模乗合保険募集人への委託の考え方」に関して、以下の理解でよいか。 ・保険代理店の中でも、「特定大規模乗合保険募集人」に該当する大規模乗合代理店に対しては、保険会社の営業上の配慮が働きやすく、保険会社との力関係が逆転する傾向にあることや、複数の保険会社が業務を委託することにより適切な管理・指導等が行き届きにくくなることから、問題が生じやすい状況にあることが明らかとなった（金融審議会「損害保険業等に関する制度等ワーキング・グループ」報告書より）ことを踏まえて、特に、「特定大規模乗合保険募集人」については、適切な関係性を構築する必要があることを前提とし、委託に関し、保険代理店における法令等遵守態勢や顧客の適切な商品選択の機会を阻害するおそれがないこと等を十分に確認するとともに、委託開始後も、適切に管理・指導する必要があると考えられる。	貴見のとおりです。 なお、特定大規模乗合保険募集人に該当しない保険募集人であっても、保険会社は委託に関して保険募集人の法令等遵守態勢等を確認するとともに、委託開始後も適切に教育・管理・指導を行う必要があると考えます。
60.	Ⅱ-4-2-15-1	Ⅱ-4-2-15-1 (1)②ア. にいう「特定大規模乗合保険募集人への委託の考え方」の着眼点を確認したい。	例えば、保険会社の販売戦略における当該特定大規模乗合保険募集人の位置づけや、当該特定大規模乗合保険募集人への委託に際して保険募集の適切性を確保するために留意すべき事項等について記述することが考えられます。

No.	該当箇所	コメントの概要	金融庁の考え方
61.	Ⅱ-4-2-15-1	<p>Ⅱ-4-2-15-1 (1)②ア. に関して、策定した委託方針と保険代理店との委託契約との関係は、保険代理店との権利義務関係において委託契約が優先されるという理解でよいか。</p> <p>例えば、保険代理店が設置する責任者が所定の資格要件を満たさない場合であっても、代理店委託契約の解約事由にはならず、Ⅱ-4-2-15-1 (1)②にいう「当該方針に沿った対応」とは、かかる状況を改善すべく保険代理店を指導すれば足り、直ちに問題視されることはないという理解でよいか。</p>	<p>保険代理店との権利義務関係については、あくまでも代理店委託契約により生じるものと考えます。</p> <p>ただし、保険会社は特定大規模乗合保険募集人への委託方針に沿った対応を実施する必要があることから、「特定大規模乗合保険募集人への委託に当たって、法令等遵守責任者や統括責任者に求める要件」の充足を含め、特定大規模乗合保険募集人が、委託方針を踏まえて求められる措置等を講じることができていない場合には、改善に向けた指導を行うとともに、改善が図られない場合には所要の対応を行う必要があると考えます。</p>
62.	Ⅱ-4-2-15-1	<p>保険会社が保険代理店に対して監査を実施することが求められているが、保険代理店は独立事業主体であり、監査項目は保険募集に関連する法令遵守状況など、保険業法に定められた範囲に限定すべきである。</p> <p>本来、保険代理店の「創意工夫」によって代理店態勢整備をすることを前提に、現在まで保険代理店内の内部監査を独自に行っている場合は、保険会社による「監査」が加わることにより過度な負担が生じる。</p>	<p>貴重な御意見として承ります。</p>
63.	Ⅱ-4-2-15-1	<p>Ⅱ-4-2-15-1(1)②イ. (注) の「法令等遵守に不備が認められた場合の対応方針及び具体的な対応方法」や「顧客の適切な商品選択の機会を阻害するおそれがあり、適切な改善が図られないと見込まれる場合の対応方針及び具体的な対応方法」については、保険会社が指導等を重ねてもなお適切な改善が図られないと見込まれる場合などには、当該保険会社の商品の募集を停止することや当該保険代理店への委託契約を解除するといった対応も含まれるものと考えられる、との理解でよいか。</p>	<p>貴見のとおりです。</p> <p>なお、委託契約を解除する場合には、これに伴い顧客保護上の問題が生じないように、適切に対応する必要があるものと考えます。</p>

No.	該当箇所	コメントの概要	金融庁の考え方
64.	Ⅱ-4-2-15-1	<p>Ⅱ-4-2-15-1 (1)②ウ. の「Ⅱ-4-2-12(1)①を踏まえて講じる措置」とは、必ずしも一般の保険代理店と異なる措置を要する趣旨ではなく、大規模な保険代理店であるが故の特性を踏まえつつ、必要に応じた適切な措置を講じることが求められているという理解でよいか。</p>	<p>貴見のとおりです。</p>
65.	Ⅱ-4-2-15-1	<p>Ⅱ-4-2-15-1(1)②エ. の「法令等遵守責任者や統括責任者に求める要件」について、以下の理解でよいか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・生命保険協会・損害保険協会が実施する法令等遵守責任者等資格試験に合格・資格取得していることをもって判断することが考えられる。</li> <li>・なお、特定大規模乗合生命保険募集人が保険会社である場合、保険会社は法令に基づき代理店の管理・指導を担う立場であることを踏まえて、上記試験への合格・資格取得を必要とはしない。</li> </ul>	<p>「法令等遵守責任者や統括責任者に求める要件」については、法令等遵守責任者及び統括責任者として「法令や保険契約に関する知識等を有する人材」が求められていることを踏まえる必要があると考えます。</p> <p>その上で、これを確認する手段としては、金融審議会「損害保険業等に関する制度等ワーキング・グループ」において、「法令等遵守責任者及び統括責任者には、一定の資格要件を求めることとした上で、そのための試験制度を新設すること」とされたことを踏まえると、一定の公共性を有し、かつ、全国規模で相当程度の人数を有する団体が、法令等遵守責任者及び統括責任者としての能力を問う目的で実施する客観性・公平性が確保された試験の可否によることが、有効な選択肢として考えられます。</p> <p>なお、特定大規模乗合保険募集人が保険会社である場合については、保険代理店の教育・管理・指導を担う存在である保険会社として、保険代理店の教育・管理・指導等に関する知識・経験を有する社員の選任を含め、所要の措置を講じることにより、上記の試験合格者と同等の能力を有する人材の選任を確保する限りにおいては、当該社員の知識・経験や能力を個別に確認する必要はあるものの、上記の試験自体の可否によらずに法令等遵守責任者及び統括責任者に選任することも、一概に</p>

No.	該当箇所	コメントの概要	金融庁の考え方
			否定されるものではないと考えます。
66.	Ⅱ-4-2-15-1	Ⅱ-4-2-15-1 (1)②エ.の「法令等遵守責任者や統括責任者に求める要件」については、法令等遵守責任者や統括責任者は、弁護士等の公的資格取得者も役割の担い手としては考えられるが、損保協会で用意する損保大学課程の資格の取得等で充足できるという理解でよいか。	<p>「法令等遵守責任者や統括責任者に求める要件」については、法令等遵守責任者及び統括責任者として「法令や保険契約に関する知識等を有する人材」が求められていることを踏まえる必要があると考えます。</p> <p>その上で、これを確認する手段としては、金融審議会「損害保険業等に関する制度等ワーキング・グループ」において、「法令等遵守責任者及び統括責任者には、一定の資格要件を求めることとした上で、そのための試験制度を新設すること」とされたことを踏まえると、一定の公共性を有し、かつ、全国規模で相当程度の人数を有する団体が、法令等遵守責任者及び統括責任者としての能力を問う目的で実施する客観性・公平性が確保された試験の可否によることが、有効な選択肢として考えられます。</p>
67.	Ⅱ-4-2-15-1	Ⅱ-4-2-15-1 (1)②エ.「法令等遵守責任者や統括責任者に求める要件」については、特定大規模乗合損害保険代理店、特定大規模乗合生命保険募集人のいずれかのみ該当するケースにおいては、該当する一方の業界団体（例：日本損害保険協会、生命保険協会等）の資格の取得等の要件を講ずることよく、必ずしも双方の資格の取得等が必要ではないという理解でよいか。	<p>「法令等遵守責任者や統括責任者に求める要件」については、法令等遵守責任者及び統括責任者として「法令や保険契約に関する知識等を有する人材」が求められていることを踏まえる必要があると考えます。</p> <p>その上で、これを確認する手段としては、金融審議会「損害保険業等に関する制度等ワーキング・グループ」において、「法令等遵守責任者及び統括責任者には、一定の資格要件を求めることとした上で、そのための試験制度を新設すること」とされたことを踏まえると、一定の公共性を有し、かつ、全国規模で相当程度の人数を有する団体が、法令等遵守責任者及び統括責任者としての能力を問う目的で実施する客観性・公平性が確保された試験の可否によることが、有効な選択肢であると考えられます。</p> <p>また、当該試験に関して、特定大規模乗合損害保険代理店又は特定大規模乗合生命保険募集人のいずれかのみ該当している場合においては、該当する区分のために準備された試験とすることにも合理性が認められると考えられます。</p>

No.	該当箇所	コメントの概要	金融庁の考え方
68.	Ⅱ-4-2-15-1	<p>Ⅱ-4-2-15-1(1)③の「管理責任者」については、以下の理解でよいか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・管理責任者には、「特定大規模乗合保険募集人における保険業法その他保険募集に関する法令等の遵守状況を検証する」こと、「特定大規模乗合保険募集人への設置が義務付けられる統括責任者を主たる相手方として代理店の法令等遵守態勢（法令等遵守責任者や統括責任者の配置状況を含む）や法令等遵守状況を確認・検証し、保険会社による教育・管理・指導の実効性を向上させる」ことが求められ、当該求められる役割を適切に遂行できる場合、同一の役職員が、複数の特定大規模乗合生命保険募集人の管理責任者となることは否定されるものではない。</li> <li>・なお、上記役割を適切に遂行できる場合には、管理責任者は、必ずしも、現時点でコンプライアンス部門や監査部門に所属している人材に限定されるものではない。</li> </ul>	いずれも貴見のとおりです。
69.	Ⅱ-4-2-15-1	<p>Ⅱ-4-2-15-1(1)③の「管理責任者」については、特定大規模乗合保険募集人への設置が義務付けられる統括責任者を主たる相手方として代理店の法令等遵守態勢（法令等遵守責任者や統括責任者の配置状況を含む）や法令等遵守状況を確認・検証し、保険会社による教育・管理・指導の実効性を向上させることが求められるところ、保険会社による代理店の指導・管理の高度化、保険代理店の業務品質向上を図る観点からは、例え</p>	貴見のとおりです。

No.	該当箇所	コメントの概要	金融庁の考え方
		<p>ば、上長一人を管理責任者として設置したうえで、部下である実務担当者が当該代理店と日々コミュニケーションを取る体制も取り得るという理解でよいか。</p>	
70.	Ⅱ-4-2-15-1	<p>Ⅱ-4-2-15-1(1)③の「管理責任者」が、特定大規模乗合保険募集人への設置が義務付けられる統括責任者を主たる相手方として保険代理店の「法令等遵守態勢（法令等遵守責任者や統括責任者の配置状況を含む）や法令等遵守状況を確認・検証し、保険会社による教育・管理・指導の実効性を向上させる」ことを行うに際して、生命保険協会が運営する「代理店業務品質評価運営」における認定を取得していることを、代理店における業務品質に関する取組み状況を確認する1つの着眼点とすることが考えられる、との理解でよいか。</p>	<p>保険代理店における業務品質に関する取組状況の確認に当たっては、必要に応じて、中立的な第三者による評価、特に、全国規模で相当程度の人数を有する団体が運営する、中立性・客観性・公平性が確保された評価制度における評価結果を着眼点の一つとすることも考えられます。</p>
71.	Ⅱ-4-2-15-1	<p>Ⅱ-4-2-15-1 (1)③に記載の保険会社における管理責任者に関して、その「設置単位」や「必要な人員の配置」、「業務内容」については個々の保険会社の判断に委ねられているという理解でよいか。</p> <p>また、管理責任者がなすべき法令等遵守状況の確認・検証について、例えば、自社の保険商品の取扱いが少ないこと等により、法令上のリスクが相対的に少ないと判断される保険代理店に対しては、自社との取引が多く関係性が強い保険代理店への対応に比して保険代理店への指導の頻度を少なくするといった対応は許容されるか。</p>	<p>管理責任者の設置単位や必要な人員の配置状況や業務内容については、その実効性が確保される限りにおいては、一義的には個々の保険会社の判断に委ねられるものと考えます。</p> <p>なお、法令上のリスクが相対的に少ないと判断される保険代理店について、御質問のような対応を講じることは必ずしも否定されるものではないものの、法令等遵守に係るリスクについては、単に自社の保険商品の取扱いの規模によることなく、当該特定大規模乗合保険募集人における法令等遵守に係る体制整備の状況や、不祥事件の発生状況等を踏まえて評価されるべきものと考えます。</p>

No.	該当箇所	コメントの概要	金融庁の考え方
72.	Ⅱ-4-2-15-1	Ⅱ-4-2-15-1 (1)③に関して、法令等遵守責任者への教育・指導は、特定大規模乗合保険募集人内の統括責任者が担うもの（＝特定大規模乗合保険募集人の本来業務）であり、保険会社の管理責任者は統括責任者がどのような形で特定大規模乗合保険募集人内での法令等遵守体制を整備しているか、実効性を含め管理するのが役割であるという理解でよいか。	<p>保険会社の管理責任者には、統括責任者を主たる相手方として、特定大規模乗合保険募集人の法令等遵守態勢や法令等遵守状況を確認・検証し、保険会社による教育・管理・指導の実効性を向上させることが求められます。</p> <p>このため、法令等遵守責任者への教育・指導は、一義的には特定大規模乗合保険募集人の統括責任者が担うものですが、当該統括責任者による法令等遵守責任者への教育・指導が適切に行われていない場合には、保険会社としても、当該特定大規模乗合保険募集人における教育・指導の在り方の是正に向けた対応を講じることも必要であると考えます。</p>
73.	Ⅱ-4-2-15-1	Ⅱ-4-2-15-1 (1)③においては、管理責任者の要件として、「コンプライアンス部門や監査部門での業務や代理店監査等に従事した経験を有することが望ましい」とされているが、これらの列挙されている部門・業務の経験は、あくまで例示であり、業務上の適性があれば、必ずしもかかる経験を有する必要はないという理解でよいか。	<p>管理責任者には、統括責任者を主たる相手方として、特定大規模乗合保険募集人の法令等遵守態勢や法令等遵守状況を確認・検証し、保険会社による教育・管理・指導の実効性を向上させることが求められる点を踏まえれば、その選任に当たっては、管理責任者としての業務上の適性に加えて、職務経験等も考慮することが望ましいと考えます。</p>
74.	Ⅱ-4-2-15-1	Ⅱ-4-2-15-1(1)③においては、特定大規模乗合保険募集人を管理するために、保険会社に配置する管理責任者は「法令等や保険契約に関する知識を有するのみならず、コンプライアンス部門や監査部門での業務や代理店監査等に従事した経験を有することが望ましい。」とされているが、選定する人材に関して記載された経歴が無いとしても、コンプライアンスに関する知識を十分有している等特定大規模乗合保険募集人を管理する知見を有する人材を選定することは否定されないとの理解でよいか。	

No.	該当箇所	コメントの概要	金融庁の考え方
75.	Ⅱ-4-2-15-1	Ⅱ-4-2-15-1 (1)③においては、管理責任者の要件として、「コンプライアンス部門や監査部門での業務や代理店監査等に従事した経験を有することが望ましい」とされているが、当該保険会社以外の組織におけるこれらの経験も含まれるという理解でよいか。	貴見のとおりです。
76.	Ⅱ-4-2-15-1	Ⅱ-4-2-15-1(1)③には、保険会社における管理責任者は、「法令等や保険契約に関する知識を有するのみならず、コンプライアンス部門や監査部門の業務や代理店監査等に従事した経験を有することが望ましい」とあるが、これらを満たすのであれば役職にかかわらず選任することも認められる認識でよいか。	保険会社における管理責任者は、統括責任者を主たる相手方として特定大規模乗合保険募集人の法令等遵守態勢や法令等遵守状況を確認・検証し、保険会社による教育・管理・指導の実効性を向上させることが求められることから、このような職務を担うのに相応しい役職であることが必要であると考えます。
77.	Ⅱ-4-2-15-1	Ⅱ-4-2-15-1(1)④の「定期的な検証」については、日常的な教育・管理・指導や代理店監査等の機会に検証を行うことに加えて、保険会社の管理責任者が、特定大規模乗合保険募集人の統括責任者と、定期的に対話することなどが考えられる、との理解でよいか。	貴見のとおりです。
78.	Ⅱ-4-2-15-1	Ⅱ-4-2-15-1(1)⑤に記載のある「Ⅱ-4-2-12 保険代理店等に対する便宜供与」及び「Ⅱ-4-2-14 代理店手数料の算出方法」を踏まえたものであるかの検証」に関し、「Ⅱ-4-2-14 代理店手数料の算出方法」について、生命保険会社においても、代理店手数料の算出方法が保険代理店に保険募集に関する業務の健全かつ適正な運営を阻害する不適切なインセンティブを与え、不適切な保険募集を誘引することがないように注意する必要がある、との理解でよいか。	

No.	該当箇所	コメントの概要	金融庁の考え方
79.	Ⅱ-4-2-15-1	<p>保険会社において、「Ⅱ-4-2-12 保険代理店等に対する便宜供与」及び「Ⅱ-4-2-14 代理店手数料の算出方法」を踏まえた対応は、代理店の規模や特性を問わず適切に行うことが求められていると認識しているが、あえてⅡ-4-2-15-1(1)⑤において、特定大規模乗合保険募集人等に対する保険募集の委託に係る着眼点として当該記載を設けている趣旨・背景について、確認したい。</p>	<p>当該記載については、特に特定大規模乗合保険募集人については、保険会社による営業上の配慮が働きやすい旨等が指摘されていることを踏まえ、「Ⅱ-4-2-12 保険代理店等に対する便宜供与」及び「Ⅱ-4-2-14 代理店手数料の算出方法」に関して、確実な対応を求める観点から記載しているものです。</p>
80.	Ⅱ-4-2-15-1	<p>手数料及び便宜供与の検証に関する規定（Ⅱ-4-2-15-1(1)⑤）が、保険会社の自己検証に委ねられる構造となっている点について、利益相反の可能性を内在する保険会社による検証の実効性を確保するため、第三者機関による検証や監督当局への報告義務の詳細化が十分であるか、といった観点から改正案には実効性確保に課題があり、追加的な改正や補完措置について検討すべきである。</p>	<p>貴重な御意見として承ります。</p>
81.	Ⅱ-4-2-15-3(1)	<p>法令等遵守責任者は、募集人との兼務でよいか。（募集人の中から指名すればよいか。）（統括責任者については、「独立性を確保した上で」との記述があるが、法令等遵守責任者にはこのような記載がない。）</p>	<p>法令等遵守責任者と募集人との兼務については、一概に否定されるものではありませんが、その趣旨に鑑みれば、保険募集の業務に従事する者や、保険募集の挙績に係る責任を有する者とは異なる者が法令等遵守責任者となることが望ましいと考えます。</p>
82.	Ⅱ-4-2-15-3(1)	<p>Ⅱ-4-2-15-3(1)において、法令等遵守責任者には、「保険募集の業務を行う役員又は使用人に対し、これらの者が法令等を遵守して保険募集の業務を実施するため必要な助言又は指導を行うこと」、「上記の助言又は指導を的確に実施するため、統括責任者による指揮の下、自らが担当する営業所又は事務所の</p>	

No.	該当箇所	コメントの概要	金融庁の考え方
		<p>保険募集の実態を把握し、その適切性について定期的な検証を行い、その結果を統括責任者に報告するとともに、不適切と認められる場合には、改善に向けて適切な措置を講じること」が求められているが、当該求められる役割を適切に遂行できる場合に、法令等遵守責任者が、保険募集の業務に従事することは否定されるものではない、との理解でよいか。</p>	
83.	Ⅱ-4-2-15-3(1)	<p>統括責任者には営業部門からの独立性確保が求められている一方、法令等遵守責任者についてはこれが要件とされていないことから、保険募集業務に従事する営業部門所属者や、各営業所の管理者(所長等)を任命することは妨げられないとの理解でよいか。</p>	<p>法令等遵守責任者と募集人との兼務については、一概に否定されるものではありませんが、その趣旨に鑑みれば、保険募集の業務に従事する者や、保険募集の挙績に係る責任を有する者とは異なる者が法令等遵守責任者となることが望ましいと考えます。</p>
84.	Ⅱ-4-2-15-3(1)	<p>法令等遵守責任者について、営業部門とコンプライアンス部門の兼務者を配置することも認められるという理解でよいか。</p> <p>その場合、営業部門とコンプライアンス部門の業務の割合は、法令等遵守責任者の業務に支障を来さない範囲とする必要があると考えているが、その理解でよいか。</p>	<p>法令等遵守責任者と保険募集人との兼務については、一概に否定されるものではありませんが、その趣旨に鑑みれば、保険募集の業務に従事する者や、保険募集の挙績に係る責任を有する者とは異なる者が法令等遵守責任者となることが望ましいと考えます。</p> <p>また、「営業部門とコンプライアンス部門の業務の割合」についても、法令等遵守責任者としての役割や機能に支障を及ぼさない割合とする必要があると考えます。</p>
85.	Ⅱ-4-2-15-3(1)	<p>Ⅱ-4-2-15-3(1)に関して、金融機関によっては、金融商品取引法上の登録金融機関業務における内部管理責任者（日本証券業協会の自主規制規則(「協会の内部管理責任者等に関する規則」)にもとづくもの)と保険業法施行規則第212条に定める法令等遵守責任者を兼任させており、支店の副支店長、出張所においては所長がその任にあっている場合もある。</p>	<p>特定大規模乗合保険募集人に設置を求める法令等遵守責任者に係る法令上の要件等を満たす限り、御理解のとおりです。</p>

No.	該当箇所	コメントの概要	金融庁の考え方
		<p>今般新設される法令等遵守責任者について、所定の要件を満たすため、法令等を遵守して保険募集の業務を実施できるように必要な助言や指導を行うことができるような人材を選任した場合、保険代理店の判断において、法令等遵守責任者と内部管理責任者を兼任し従事させてもよい認識で相違ないか。</p>	
86.	II-4-2-15-3(1)	<p>保険業法施行規則第212条第2項第3号に規定される法令等遵守（統括）責任者が存在するが、特定大規模乗合保険募集人の条件に満たない銀行等の保険募集人の場合、新たに特定大規模乗合保険募集人に設置が求められる法令等遵守（統括）責任者に係る改正規則（同法施行規則第215条の4）および改正監督指針（II-4-2-15-3）における必要要件の適用対象外となる理解でよいか。</p> <p>または、特定大規模乗合保険募集人の条件に満たない場合であっても新たな法令等遵守（統括）責任者設置要件が全部または一部適用されるのか。</p>	<p>銀行が特定大規模乗合保険募集人に該当する場合には、保険業法施行規則第215条の4第1項第1号又は同法施行規則第227条の17に規定する法令等遵守責任者及び同法施行規則第215条の4第1項第2号又は同法施行規則第227条の18に規定する統括責任者を設置する必要があります。</p>
87.	II-4-2-15-3(1)	<p>法令等遵守責任者に関して、人選は役員なのか担当者なのか、専任なのか兼務可能なのか、知識や経験はどの程度求められるのか、当社コンプライアンスオフィサーがおり重複するのではないか、といった観点から懸念点がある。</p> <p>このため、法令等遵守責任者の実務上の人選・配置が判断できるよう、責任者の職位レベル（役員必須か管理職でも可か）、専任・兼務の可否、兼務の場合の留意点（権限・独立性・実効性確保）について、監督指針やQ&amp;A等で明確に示していただきたい。</p>	<p>御質問の点については、「法令等遵守責任者としての業務の実施に支障を及ぼすおそれがない」という観点から、法令等遵守責任者が担当する営業所又は事務所の数や規模、当該営業所又は事務所における契約件数、当該営業所又は事務所に所属する保険募集人の数、営業所又は事務所間の地理的近接性等の要素も踏まえつつ、法令等遵守責任者としての業務が実効的に実施可能であり、役割や職責を十分に果たすことができるかに照らして、個別具体的に判断する必要があると考えます。</p> <p>なお、委託元保険会社においても、複数の営業所又は事務所間の兼務の状況も含め、法令等遵守責任者が、その役割や職責を十分に果たし、業務を実効的に実施できているかについては、統括責任者を主たる相</p>

No.	該当箇所	コメントの概要	金融庁の考え方
			手方として行う法令等遵守体制や法令等遵守状況の確認・検証のほか、代理店監査や日常的な教育・管理・指導等を通じて定期的に確認し、不十分であると認められる場合には是正に向けた指導等を行う必要があると考えます。
88.	Ⅱ-4-2-15-3(1)	<p>「営業所または事務所ごとの法令等遵守責任者の設置」に関する規定は、画一的に各拠点に1名の専任配置を求めるものではなく、注記にある通り、拠点規模や業務内容等を踏まえた実効性判断に基づくものであると理解している。</p> <p>特に、所属募集人が極めて少人数（例：3名程度）であり、かつ当該拠点で実施している業務が限定的（例：面談日程の調整や定型的な商品説明のみを行い、契約締結権限を持たないなど）である場合において、適切な報告ラインと遠隔での監督体制が確立され、法令等遵守責任者としての監督機能が実効的に果たせると合理的に判断される状況であれば、複数の営業所又は事務所における法令等遵守責任者の兼務は許容されると考えるが、この理解で問題ないか。</p>	<p>御質問の点については、「法令等遵守責任者としての業務の実施に支障を及ぼすおそれがない」という観点から、法令等遵守責任者が担当する営業所又は事務所の数や規模、当該営業所又は事務所における契約件数、当該営業所又は事務所に所属する保険募集人の数、営業所又は事務所間の地理的近接性等の要素も踏まえつつ、法令等遵守責任者としての業務が実効的に実施可能であり、役割や職責を十分に果たすことができるかに照らして、個別具体的に判断する必要があると考えます。</p> <p>なお、委託元保険会社においても、複数の営業所又は事務所間の兼務の状況も含め、法令等遵守責任者が、その役割や職責を十分に果たし、業務を実効的に実施できているかについては、統括責任者を主たる相手方として行う法令等遵守体制や法令等遵守状況の確認・検証のほか、代理店監査や日常的な教育・管理・指導等を通じて定期的に確認し、不十分であると認められる場合には是正に向けた指導等を行う必要があると考えます。</p>
89.	Ⅱ-4-2-15-3(1)	<p>同一建物内に所在する複数の営業所や同一地区に所在する複数の営業所の「法令等遵守責任者」について、同一人物が兼ねることは許容されるか。</p> <p>法令等遵守責任者としての業務の実施に支障を及ぼすおそれがない限り同一人物の兼務が許容されたとした場合、どの程度の営業所数や在籍募集人数までであれば同一人物の兼務が許容されるか。</p>	

No.	該当箇所	コメントの概要	金融庁の考え方
90.	Ⅱ-4-2-15-3(1)	法令等遵守責任者について、複数の営業所を兼任することは、法令等遵守責任者の業務に支障を来さない範囲であれば許容されるという理解でよいか。	御質問の点については、「法令等遵守責任者としての業務の実施に支障を及ぼすおそれがない」という観点から、法令等遵守責任者が担当する営業所又は事務所の数や規模、当該営業所又は事務所における契約件数、当該営業所又は事務所に所属する保険募集人の数、営業所又は事務所間の地理的近接性等の要素も踏まえつつ、法令等遵守責任者としての業務が実効的に実施可能であり、役割や職責を十分に果たすことができるかに照らして、個別具体的に判断する必要があると考えます。
91.	Ⅱ-4-2-15-3(1)	Ⅱ-4-2-15-3(1)に関して、保険業法施行規則第215条の4第1号ニ及び同法施行規則第227条の17第1項第4号にいう「法令等遵守責任者としての業務の実施に支障を及ぼすおそれがない場合」に該当するか否かは、保険代理店の規模を踏まえ、営業所の規模や契約件数、地理的近接性等の要素を総合的に勘案し、仮に店舗が離れているケースや一名が複数店舗を兼務している場合においても、法令等遵守責任者としての業務が実効的に実施可能か委託元の保険会社と保険代理店側で協議等のうえで、判断してもよい認識で相違ないか。	なお、委託元保険会社においても、複数の営業所又は事務所間の兼務の状況も含め、法令等遵守責任者が、その役割や職責を十分に果たし、業務を実効的に実施できているかについては、統括責任者を主たる相手方として行う法令等遵守体制や法令等遵守状況の確認・検証のほか、代理店監査や日常的な教育・管理・指導等を通じて定期的に確認し、不十分であると認められる場合には是正に向けた指導等を行う必要があると考えます。
92.	Ⅱ-4-2-15-3(1)	「法令等遵守責任者としての業務の実施に支障を及ぼすおそれがない場合」に該当するか否の判断根拠として、担当する営業所又は事務所の数や規模、契約件数、募集人の数、地理的近接性等の要素も踏まえとあるが、地理的近接性の判断として、①例えば法令等遵守責任者を東名阪等の支店に配置しこの拠点から近隣の複数の支店を担当する、②本社に複数名配置しそれぞれが法令等遵守責任者として複数支店を担当することは認められるか（前提として法令等遵守責任者としての業務が実施可能と判断した場合）。 もし、地理的近接性の具体的なイメージがあるようであればお示しいただきたい。	

No.	該当箇所	コメントの概要	金融庁の考え方
93.	Ⅱ-4-2-15-3(1)	<p>保険業法施行規則第 215 条の 4 第 1 号ニ及び同法施行規則第 227 条の 17 第 1 項第 4 号にいう「法令等遵守責任者としての業務の実施に支障を及ぼすおそれがない場合」について、法令等遵守責任者が担当する営業所又は事務所の数や規模、当該営業所又は事務所における契約件数、当該営業所又は事務所に所属する保険募集人の数、営業所又は事務所間の地理的近接性等の要素があるとした場合に、法令等遵守責任者の居住地が担当する営業所又は事務所の同一地区になく、出張ベースにて業務を実効的に実施することは可能か教えていただきたい。(例：北海道地区の数店舗を東京からの出張で月に 1 回、数日にわたって店舗巡回をするような形)</p>	<p>御質問の点については、「法令等遵守責任者としての業務の実施に支障を及ぼすおそれがない」という観点から、法令等遵守責任者が担当する営業所又は事務所の数や規模、当該営業所又は事務所における契約件数、当該営業所又は事務所に所属する保険募集人の数、営業所又は事務所間の地理的近接性等の要素も踏まえつつ、法令等遵守責任者としての業務が実効的に実施可能であり、役割や職責を十分に果たすことができるかに照らして、個別具体的に判断する必要があると考えます。</p> <p>なお、委託元保険会社においても、複数の営業所又は事務所間の兼務の状況も含め、法令等遵守責任者が、その役割や職責を十分に果たし、業務を実効的に実施できているかについては、統括責任者を主たる相手方として行う法令等遵守体制や法令等遵守状況の確認・検証のほか、代理店監査や日常的な教育・管理・指導等を通じて定期的に確認し、不十分であると認められる場合には是正に向けた指導等を行う必要があると考えます。</p>

No.	該当箇所	コメントの概要	金融庁の考え方
94.	II-4-2-15-3(1)	<p>II-4-2-15-3(1)においては、「営業所又は事務所に法令当遵守責任者を設置」とされているところ、具体的な内容は今後決定されるのかもしれないが、仮に資格を所持していることを以て設置可能だとすれば、実務経験のない者が任命される可能性がないか。</p>	<p>法令等遵守責任者に求められる能力については、「法令や保険契約に関する知識等を有する人材」とされていますが、これを確認する手段としては、金融審議会「損害保険業等に関する制度等ワーキング・グループ」において、「法令等遵守責任者及び統括責任者には、一定の資格要件を定めることとした上で、そのための試験制度を新設すること」とされたことを踏まえると、一定の公共性を有し、かつ、全国規模で相当程度の人数を有する団体が、法令等遵守責任者としての能力を問う目的で実施する客観性・公平性が確保された試験の可否によることが、有効な選択肢として考えられます。</p> <p>また、代理店委託契約を締結している保険会社が、特定大規模乗合保険募集人への委託方針において定めている「特定大規模乗合保険募集人への委託にあたって、法令等遵守責任者や統括責任者に求める要件」も踏まえる必要がありますが、これらに加えて、必要に応じてコンプライアンス・監査部門等での業務に従事した経験を有する者を選任することも、法令等遵守責任者の職務の実効性を確保する観点からは望ましいものと考えます。</p>
95.	II-4-2-15-3(1)	<p>法令等遵守責任者は監督指針 II-4-2-15-3(1)において、「保険募集の業務を行う役員又は使用に対し、これらの者が法令等を遵守して保険募集の業務を実施するため必要な助言又は指導を行うことができるように、法令や保険契約に関する知識等を有する人材が選任されているか」とあるが、その者の能力要件は具体的にどのように測るのか。</p>	<p>法令等遵守責任者に求められる能力については、「法令や保険契約に関する知識等を有する人材」とされていますが、これを確認する手段としては、金融審議会「損害保険業等に関する制度等ワーキング・グループ」において、「法令等遵守責任者及び統括責任者には、一定の資格要件を定めることとした上で、そのための試験制度を新設すること」とされたことを踏まえると、一定の公共性を有し、かつ、全国規模で相当程</p>

No.	該当箇所	コメントの概要	金融庁の考え方
96.	Ⅱ-4-2-15-3(1)	<p>法令等遵守責任者について、日本損害保険協会の試験制度以外に能力要件を計る基準となるものはあるのか。また、試験制度による資格の取得は各々の責任者になるために必須の要件となるのか。</p>	<p>度の人数を有する団体が、法令等遵守責任者としての能力を問う目的で実施する客観性・公平性が確保された試験の可否によることが、有効な選択肢として考えられます。</p> <p>また、代理店委託契約を締結している保険会社が、特定大規模乗合保険募集人への委託方針において定めている「特定大規模乗合保険募集人への委託にあたって、法令等遵守責任者や統括責任者に求める要件」も踏まえる必要がありますが、これらに加えて、必要に応じてコンプライアンス・監査部門等での業務に従事した経験を有する者を選任することも、法令等遵守責任者の職務の実効性を確保する観点からは望ましいものと考えます。</p>
97.	Ⅱ-4-2-15-3(1)	<p>Ⅱ-4-2-15-3(1)においては、法令等遵守責任者として「法令や保険契約に関する知識等を有する人材」を選任するように定められているが、人選を行う際の判断が難しいため、法令等遵守責任者に求められる最低限の要件（例：必要な研修の種類・頻度、実務経験年数、資格保有など）をお示しいただきたい。</p>	
98.	Ⅱ-4-2-15-3(1)	<p>Ⅱ-4-2-15-3(1)において、法令等遵守責任者に求められている「法令や保険契約に関する知識等を有する人材が選任されているか」については、以下の理解でよいか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・生命保険協会・損害保険協会が実施する法令等遵守責任者等資格試験に合格・資格取得していることをもって判断する必要がある。</li> <li>・特定大規模乗合保険募集人が保険会社である場合、保険会社は法令に基づき代理店の管理・指導を担う立場であることを踏まえて、上記試験への合格・資格取得を必要とはしない。</li> </ul>	

No.	該当箇所	コメントの概要	金融庁の考え方
99.	Ⅱ-4-2-15-3(1)	<p>「法令や保険契約に関する知識等を有し」とあるが、これを担保するものとして生保・損保協会が用意する資格制度の取得が必須と理解しているが、それで良いか。</p> <p>例えば、保険会社や金融機関のコンプライアンス部門や監査部門での業務に従事した経験者を雇用し、法令等遵守責任者として配置した場合は、同資格の取得は必須ではないと考えることも可能か。</p>	<p>法令等遵守責任者に求められる能力については、「法令や保険契約に関する知識等を有する人材」とされていますが、これを確認する手段としては、金融審議会「損害保険業等に関する制度等ワーキング・グループ」において、「法令等遵守責任者及び統括責任者には、一定の資格要件を定めることとした上で、そのための試験制度を新設すること」とされたことを踏まえると、一定の公共性を有し、かつ、全国規模で相当程度の人数を有する団体が、法令等遵守責任者としての能力を問う目的で実施する客観性・公平性が確保された試験の可否によることが、有効な選択肢として考えられます。</p> <p>また、代理店委託契約を締結している保険会社が、特定大規模乗合保険募集人への委託方針において定めている「特定大規模乗合保険募集人への委託にあたって、法令等遵守責任者や統括責任者に求める要件」も踏まえる必要がありますが、これらに加えて、必要に応じてコンプライアンス・監査部門等での業務に従事した経験を有する者を選任することも、法令等遵守責任者の職務の実効性を確保する観点からは望ましいものと考えます。</p>
100.	Ⅱ-4-2-15-3(1)	<p>日本損害保険協会は法令等遵守責任者が取得すべき資格として「損保大学課程専門コース」を設定し、法令等遵守責任者や統括責任者には本資格が必要とホームページで独自に公表しているが、本件資格は代理店等の関係者と十分に協議した上で決められたものではなく、その内容についても、現場の実務と乖離した必要以上に法令への知見を求めるものになっているとの批判が非常に多い。</p> <p>まずは、当該コースの内容について金融庁として事前に了解をされているのかお伺いするとともに、現場の実務との乖離を解消すべく、金融当局からその見直し等も含め日本損害保険協会へ指導すべきものとする考えがどうか。</p>	<p>御質問にある資格試験は当庁が実施するものではないため、その内容に関する回答は差し控えます。</p>

No.	該当箇所	コメントの概要	金融庁の考え方
101.	Ⅱ-4-2-15-3(1)	法令等遵守責任者認定資格について、現場の法令遵守をつかさどる立場という観点で見れば、損保大学試験・専門課程の応用ではなく、より実務に即した資格制度とすべきではないか。	御質問にある資格試験は当庁が実施するものではないため、その内容に関する回答は差し控えます。
102.	Ⅱ-4-2-15-3(1)	生損保両協会より、特定大規模乗合保険募集人に対する体制整備義務の強化として新設される法令等遵守責任者および統括責任者向けの試験制度について、こちらは「銀行代理業」を兼業する保険募集人（代理店）に求められる同責任者にも準用される考え方となるのか。	
103.	Ⅱ-4-2-15-3(1) Ⅱ-4-2-15-3(2)	法令等遵守責任者及び統括責任者について、乗合代理店において生命保険及び損害保険を取り扱っていたとしても、(特定大規模乗合損害保険代理店には該当せず) 特定大規模乗合生命保険募集人にのみ該当している場合には、生命保険協会が実施する法令等遵守責任者等資格試験に合格・資格取得することで「法令や保険契約に関する知識等を有する人材」と判断できるという理解でよいか。	<p>法令等遵守責任者及び統括責任者に求める能力については、法令等遵守責任者及び統括責任者として「法令や保険契約に関する知識等を有する人材」が求められていますが、これを確認する手段としては、金融審議会「損害保険業等に関する制度等ワーキング・グループ」において、「法令等遵守責任者及び統括責任者には、一定の資格要件を求めることとした上で、そのための試験制度を新設すること」とされたことを踏まえると、一定の公共性を有し、かつ、全国規模で相当程度の人数を有する団体が、法令等遵守責任者及び統括責任者としての能力を問う目的で実施する客観性・公平性が確保された試験の可否によることが、有効な選択肢として考えられます。</p> <p>また、代理店委託契約を締結している保険会社が、特定大規模乗合保険募集人への委託方針において定めている「特定大規模乗合保険募集人への委託にあたって、法令等遵守責任者や統括責任者に求める要件」も踏まえる必要がありますが、これらに加えて、特に統括責任者については、コンプライアンス・監査部門での業務に従事した経験を有する者を選任することも望ましいと考えます。</p> <p>なお、当該試験に関して、特定大規模乗合損害保険代理店又は特定大</p>

No.	該当箇所	コメントの概要	金融庁の考え方
			<p>規模乗合生命保険募集人のいずれかのみ該当している場合においては、該当する区分のために準備された試験とすることにも合理性が認められると考えられます。</p>
104.	Ⅱ-4-2-15-3(2)	<p>統括責任者の資格要件がまだ明確になっていないが、どのような要件になるのか。</p>	<p>統括責任者に求める能力については、統括責任者として「法令や保険契約に関する知識等を有する人材」が求められていますが、これを確認する手段としては、金融審議会「損害保険業等に関する制度等ワーキング・グループ」において、「法令等遵守責任者及び統括責任者には、一定の資格要件を求めることとした上で、そのための試験制度を新設すること」とされたことを踏まえると、一定の公共性を有し、かつ、全国規模で相当程度の人数を有する団体が、統括責任者としての能力を問う目的で実施する客観性・公平性が確保された試験の可否によること</p>
105.	Ⅱ-4-2-15-3(2)	<p>統括責任者はⅡ-4-2-15-3(2)において、「法令等遵守責任者を指揮するとともに、役員又は使用人に対し、これらの者が法令等を遵守して保険募集の業務を実施するため必要な助言又は指導を行うことができるように、法令や保険契約に関する知識等を有し、業務を適切に実施することができるように、管理的又は監督的地位にある人材が選任されているか」とされているが、その者の能力要件は具体的にどのように計るのか。</p>	<p>また、代理店委託契約を締結している保険会社が、特定大規模乗合保険募集人への委託方針において定めている「特定大規模乗合保険募集人への委託にあたって、法令等遵守責任者や統括責任者に求める要件」も踏まえる必要がありますが、これらに加えてコンプライアンス・監査部門での業務に従事した経験を有する者を選任することも望ましいものと考えます。</p>
106.	Ⅱ-4-2-15-3(2)	<p>Ⅱ-4-2-15-3(2)においては統括責任者として「法令や保険契約に関する知識等を有し、業務を適切に実施することができる管理的又は監督的地位にある人材」を選任するように定められているが、人選を行う際の判断が難しいため、統括責任者に求められる最低限の要件（例：必要な研修の種類・頻度、実務経験年数、資格保有など）をお示しいただきたい。</p>	
107.	Ⅱ-4-2-15-3(2)	<p>Ⅱ-4-2-15-3(2)の「統括責任者」に関して、「コンプライアンス部門や監査部門での業務に従事した経験を有する者」とあるが、法令や保険契約に関する知識等を有し、業務を適切に実施することができる管理的又は監督的地位にある人材であれば、生保・損保協会が用意する資格制度の取得は必須とはしないとの理解で良いか。</p>	

No.	該当箇所	コメントの概要	金融庁の考え方
108.	Ⅱ-4-2-15-3(2)	<p>Ⅱ-4-2-15-3(2)において、統括責任者に求められている「法令や保険契約に関する知識等を有する人材」については、以下の理解でよいか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・生命保険協会・損害保険協会が実施する法令等遵守責任者等資格試験に合格・資格取得していることをもって判断する必要がある。</li> <li>・特定大規模乗合保険募集人が保険会社である場合、保険会社は法令に基づき代理店の管理・指導を担う立場であることを踏まえて、上記試験への合格・資格取得を必要とはしない。</li> </ul>	<p>統括責任者に求める能力については、統括責任者として「法令や保険契約に関する知識等を有する人材」が求められていますが、これを確認する手段としては、金融審議会「損害保険業等に関する制度等ワーキング・グループ」において、「法令等遵守責任者及び統括責任者には、一定の資格要件を求めることとした上で、そのための試験制度を新設すること」とされたことを踏まえると、一定の公共性を有し、かつ、全国規模で相当程度の人数を有する団体が、統括責任者としての能力を問う目的で実施する客観性・公平性が確保された試験の可否によること、有効な選択肢として考えられます。</p> <p>また、代理店委託契約を締結している保険会社が、特定大規模乗合保険募集人への委託方針において定めている「特定大規模乗合保険募集人への委託にあたって、法令等遵守責任者や統括責任者に求める要件」も踏まえる必要がありますが、これらに加えてコンプライアンス・監査部門での業務に従事した経験を有する者を選任することも望ましいものと考えます。</p> <p>なお、特定大規模乗合保険募集人が保険会社である場合については、保険代理店の教育・管理・指導を担う存在である保険会社として、保険代理店の教育・管理・指導等に関する知識・経験を有する社員の選任を含め、所要の措置を講じることにより、上記の試験合格者と同等の能力を有する人材の選任を確保する限りにおいては、当該社員の知識・経験や能力を個別に確認する必要はあるものの、上記の試験自体の可否によらずに統括責任者に選任することも、一概に否定されるものではないと考えます。</p>

No.	該当箇所	コメントの概要	金融庁の考え方
109.	Ⅱ-4-2-15-3(2)	<p>統括責任者の設置は二線、三線いずれか設置するような記載はないが、現実的に二線に設置することで問題ないか。</p>	<p>統括責任者については、原則としてはコンプライアンス部門等の責任者や担当役員の地位にある者を選任することを想定していますが、統括責任者としての業務を適切に実施することができる管理的又は監督的地位にある限り、保険募集に現に従事していないことを前提としつつも、その他の役職にある者を選任することも否定されません。</p> <p>ただし、この場合であっても、コンプライアンス部門や監査部門での業務に従事した経験を有する者を選任することが望ましいと考えます。</p>
110.	Ⅱ-4-2-15-3(2)	<p>Ⅱ-4-2-15-3(2)について、特定大規模乗合保険募集人が持株会社（ホールディングス会社）を有する企業グループに属する場合、「ホールディングス会社に所属する者が統括責任者に就くことが許容されるか」については規定上明確にされていない。</p> <p>統括責任者には営業部門からの独立性が求められ、またグループ全体のコンプライアンスを統括する立場にあるホールディングス会社所属者は、この要件に適合する場合が多いと考えられるため、以下のケースについて問題が無いか御教示いただきたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・統括責任者をホールディングス会社に置くことは可能か。</li> <li>・統括責任者をホールディングス会社に置くことが可能な場合、その者はグループ内の複数代理店の統括責任者を兼任することが可能か。</li> </ul>	<p>当該特定大規模乗合保険募集人の法令等遵守責任者の指揮や役員・使用人に対する必要な助言又は指導のほか、情報管理を含めた適切な態勢整備が可能であり、統括責任者としての業務の実施に支障を及ぼすおそれがない限りにおいては、御質問のような対応も否定されるものではないと考えます。</p> <p>ただし、持株会社に所属する者を統括責任者に任命する場合であっても、体制整備義務は当該特定大規模乗合保険募集人に生じることを踏まえ特定大規模乗合保険募集人として、上記の態勢整備が可能であるかについては慎重に検討する必要があると考えます。</p>
111.	Ⅱ-4-2-15-3(2)	<p>Ⅱ-4-2-15-3(2)について、同じ企業グループ内に複数の保険代理店がある場合、そのうちの一つの保険代理店の統括責任者がグループ内の他の保険代理店の統括責任者になることは可能か。</p>	<p>当該特定大規模乗合保険募集人の法令等遵守責任者の指揮や役員・使用人に対する必要な助言又は指導のほか、情報管理を含めた適切な態勢整備が可能であり、統括責任者としての業務の実施に支障を及ぼすおそれがない限りにおいては、御質問のような対応も否定されるも</p>

No.	該当箇所	コメントの概要	金融庁の考え方
			<p>のではないと考えられます。</p> <p>ただし、同じ企業グループ内の他特定大規模乗合保険募集人の統括責任者を統括責任者に任命する場合であっても、体制整備義務は当該特定大規模乗合保険募集人に生じることを踏まえ、特定大規模乗合保険募集人として、上記の態勢整備が可能であるかについては慎重に検討する必要があると考えます。</p>
112.	Ⅱ-4-2-15-3(2)	<p>別個登録代理店の場合、統括責任者は代理店として1名を配置すれば足りるのか、別個登録単位で1名ずつ配置する必要があるのか。</p> <p>後者の場合、法令等遵守責任者の他の営業所又は事務所との兼務（保険業法施行規則第215条の4第1号ニ、同法施行規則第227条の17第1項第4号）と同様に、統括責任者の業務の実施に支障を及ぼすおそれがない場合は兼務可能という理解でよいか。</p>	<p>法令等遵守責任者を指揮するという統括責任者の業務内容に鑑み、統括責任者は、法人の本店又は主たる事務所に1名設置すべきものと考えます。</p> <p>また、統括責任者が業務を的確に遂行するために、必要に応じ、統括責任者が行う業務を補助する者又は部署を設置することが望ましいと考えられます。</p> <p>なお、御意見にある監督指針の規定（Ⅲ-2-1-(1)④ウ。）については、今日的な意義等に照らし、今後廃止する予定です。</p>
113.	Ⅱ-4-2-15-3(2)	<p>統括責任者の設置要件に「営業部門からの独立性を確保」とあるが、保険担当部門の責任者は本要件に合致するとの理解で良いか。</p>	<p>御質問の「保険担当部門」が、当該部門において保険募集を行っているのであれば、「営業部門」に該当することとなり、当該部門の責任者が統括責任者となることは不適當であると考えます。</p>
114.	Ⅱ-4-2-15-3(2)	<p>Ⅱ-4-2-15-3(2)に記載のある統括責任者は、保険募集に現に従事していないことを前提に、たとえばコンプライアンス部門と内部監査部門を兼務している等、本社部門間の兼務は認められるという理解でよいか。</p>	<p>統括責任者については、原則としてはコンプライアンス部門等の責任者や担当役員の地位にある者を選任することを想定していますが、統括責任者としての業務を適切に実施することができる管理的又は監督的地位にある限り、保険募集に現に従事していないことが前提としつつも、その他の役職にある者を選任することも否定されるものではないと考えます。</p> <p>ただし、この場合であっても、コンプライアンス部門や監査部門での</p>

No.	該当箇所	コメントの概要	金融庁の考え方
			<p>業務に従事した経験を有する者を選任することが望ましいと考えます。</p> <p>その上で、統括責任者と「内部監査を定期的に行うための責任者」との兼務についても、必ずしも禁止するものではありませんが、コンプライアンス部門と内部監査部門の間での相互牽制も含め、各部門の機能が有効に発揮される態勢整備が可能であるかとの観点から、慎重に検討する必要があると考えます。</p>
115.	Ⅱ-4-2-15-3(2)	<p>Ⅱ-4-2-15-3(2)においては、統括責任者の要件として、「コンプライアンス部門や監査部門での業務に従事した経験を有することが望ましい」とされているが、当該特定大規模乗合保険募集人以外の組織のコンプライアンス部門や監査部門での業務も含むという理解でよいか。</p>	<p>貴見のとおりです。</p>
116.	Ⅱ-4-2-15-3(2)	<p>統括責任者には法令等遵守責任者を指揮することが求められているが、これは実態として業務上の指揮・命令を行う運営が確保されていれば、人事・組織運営上の管理監督下に配置されていなくとも良いとの理解でよいか。</p>	<p>貴見のとおりです。</p> <p>ただし、統括責任者には、法令等遵守責任者を指揮するとともに、役員又は使用人に対し、これらの者が法令等を遵守して保険募集の業務を実施するため、必要な助言又は指導を行うことが求められていることから、これらの役割の実効性が十分に担保されるよう、統括責任者と法令等遵守責任者や役員・使用人等との指揮命令系統のほか、統括責任者の権限と責任を明確化しておくことが望ましいと考えます。</p>
117.	Ⅱ-4-2-15-3(2)	<p>統括責任者は、法令等遵守責任者を指揮し、また法令等遵守責任者を管理的または監督的地位にある人材とされているが、法令等遵守責任者の人事に何らかに関与することが求められるという理解でよいか。</p>	<p>統括責任者と法令等遵守責任者の関係については、実態として業務上の指揮・命令を行う運営が確保されている限りにおいては、必ずしも統括責任者が法令等遵守責任者の人事に関与する必要はないものと考えます。</p> <p>ただし、統括責任者には、法令等遵守責任者を指揮するとともに、役</p>

No.	該当箇所	コメントの概要	金融庁の考え方
			<p>員又は使用人に対し、これらの者が法令等を遵守して保険募集の業務を実施するため、必要な助言又は指導を行うことが求められていることから、これらの役割の実効性が十分に担保されるよう、統括責任者と法令等遵守責任者や役員・使用人等との指揮・命令系統のほか、統括責任者の権限と責任を明確にしておくことが望ましいと考えます。</p>
118.	Ⅱ-4-2-15-3(2)	<p>Ⅱ-4-2-15-3(2)において、統括責任者は、法令や保険契約に関する知識等を有し、業務を適切に実施することができる管理的・監督的地位にある人材のほか、コンプライアンス部門や監査部門での従事経験が望ましいとされている。</p> <p>こうした要件を充足する適格者を任命する場合、必ずしも当該者がコンプライアンス部門等の責任者や担当役員でなくとも許容されるか。</p>	<p>統括責任者については、原則としてはコンプライアンス部門等の責任者や担当役員の地位にある者を選任することを想定していますが、統括責任者としての業務を適切に実施することができる管理的又は監督的地位にある限り、保険募集に現に従事していないことを前提としつつも、その他の役職にある者を選任することも否定されるものではないと考えます。</p> <p>ただし、その他の役職にある者を選任する場合であっても、コンプライアンス部門や監査部門での業務に従事した経験を有する者を選任することが望ましいと考えます。</p>
119.	Ⅱ-4-2-15-4(1)	<p>Ⅱ-4-2-15-4(1)において、所属保険会社等の求めに応じて通知することとされている「その他参考になるべき情報」とは具体的にどのような情報を想定しているか。</p>	<p>「その他参考となるべき情報」については、法令等遵守責任者や統括責任者の設置状況、Ⅱ-4-2-15-4(2)から同(4)において特定大規模乗合保険募集人に求められる態勢整備等の状況等、保険会社による特定大規模乗合保険募集人の教育・指導・管理に当たって必要な情報が含まれると考えます。</p>

No.	該当箇所	コメントの概要	金融庁の考え方
120.	Ⅱ-4-2-15-4(3)	<p>Ⅱ-4-2-15-4(3)②について、持株会社（ホールディングス会社）所属の監査部門は、独立性・専門性・全社的視点を備え、より適切に監査を実施できる場合が多いことから、内部監査部門を持株会社（ホールディングス会社）に設置することは許容されるか。</p> <p>また、これが許容される場合、当該内部監査部門は、同企業グループ内の複数の特定大規模乗合保険募集人の内部監査部門を兼務することはできるか。</p>	<p>持株会社の内部監査部門が当該各代理店の内部監査を適切に行うための措置が講じられており、また、当該各代理店においても、当該内部監査部門による内部監査結果を踏まえ、所要の改善等を行うための措置が講じられている場合等、当該各代理店自身が内部監査を行う場合と同等以上の内部監査が行われる限り、御意見のようなケースを否定するものではありません。</p> <p>ただし、内部監査部門を持株会社に設置する場合であっても、体制整備義務は当該特定大規模乗合保険募集人に生じることを踏まえ、特定大規模乗合保険募集人として、上記の態勢整備が可能であるかについては慎重に検討する必要があると考えます。</p>
121.	Ⅱ-4-2-15-4(4)	<p>Ⅱ-4-2-15-4(4)において、内部通報関係として求められている「適切に対応するための責任者の設置、社内規則等の整備等」について、常時使用する労働者の数に関わらず、公益通報者保護法を踏まえた内部通報等に関する対応体制を整備することが考えられる、との理解でよいか。</p>	<p>「適切に対応するための責任者の設置、社内規則等の整備等」については、保険業法施行規則第215条の4第1項第6号又は同法施行規則第227条の21第1項第3号に定める要件に従い行われるべきものですが、当該要件を満たす限り、御指摘のとおり、公益通報者保護法を踏まえた内部通報等に関する対応体制を整備することも考えられます。</p>
122.	Ⅱ-4-2-15-4(3) Ⅱ-4-2-15-4(4)	<p>令和7年5月30日に成立した「保険業法の一部を改正する法律」について今般、保険業法施行規則改正や保険会社向けの総合的な監督指針の内、特定大規模乗合生命保険募集人及び特定大規模乗合損害保険代理店に対する業務運営に関する措置として第215条の4、5及び第227条の21、2において「保険募集業務に係る内部監査を定期的に行うための責任者の設置」とあり、監督指針においては、Ⅱ-4-2-15-4(3)にて内部監査関係とあるが、特定大規模乗合代理店においては、内部監査部門を設け、内部監査を行う事が求められると解釈するが、保険会社各社はそれ以外の中規模及び小規模代理店に対しても、その</p>	<p>貴重な御意見として承ります。</p>

No.	該当箇所	コメントの概要	金融庁の考え方
		<p>規模等に応じて同様の体制整備を求めるのに対し、中規模、小規模代理店において、独立性を確保した内部監査部門を設置し、人員を配置する事は経営効率上、困難である事、特定大規模乗合保険募集人においても保険代理店における業務運営の適切性の確保という観点から、外部の独立した監査組織（例えば保険業法に詳しい弁護士事務所や企業内代理店においては親会社の内部監査部門等）に依頼した外部監査により業務運営の適切性を確保すると同時に内部通報制度においても、外部の弁護士等に依頼した外部通報制度を利用する事も考えられるため、「内部監査」という文言に対し、注釈として「内部監査、親会社の内部監査部門による監査、外部監査」、「内部通報制度」という文言に対し、注釈として「内部通報制度、親会社による内部通報制度、外部通報制度」を付け加える事を申し入れる。</p>	
123.	Ⅱ-4-2-15-4(5)	<p>不祥事件発生時の情報共有・通知義務の強化（Ⅱ-4-2-15-4）について、通知のタイミングや内容の具体性、並びに複数保険会社間での共有範囲が十分に定められているか、事件の早期発見・拡大防止の観点から、監督当局への一元的な報告義務や、業界横断的な情報共有プラットフォームの構築が必要ではないか、といった観点から改正案には実効性確保に課題があり、追加的な改正や補完措置について検討すべきである。</p>	<p>貴重な御意見として承ります。</p>

No.	該当箇所	コメントの概要	金融庁の考え方
124.	Ⅱ-4-2-15-4(5)	<p>不祥事件の発生時における情報共有や照会・調査対応については、複数の所属保険会社が関与する場合、保険代理店側での対応が重複し、実務負荷が過度に増大するおそれがある。</p> <p>この点は、保険代理店の対応姿勢によるものではなく、制度上、複数の関係者が関与する構造から生じ得るものと考えられる。制度趣旨を損なうことなく、効率的かつ一貫した対応を可能とする観点から、情報共有や対応方法に関する考え方が整理されることが、実務上有益ではないか。</p>	<p>貴重な御意見として承ります。</p>
125.	Ⅱ-4-2-15-4(7)	<p>Ⅱ-4-2-15-4(7)には、「特定大規模乗合損害保険代理店は、自身の行う業務が規則第53条の14の3に定める業務に該当するかを定期的に確認する」とあるが、かかる確認は、保険業法第100条の2の2第2項に定める兼業特定保険募集人である特定大規模乗合損害保険代理店に求められるものであり、全ての特定大規模乗合損害保険代理店に求められるものではないという理解でよいか(「自動車の修理業務及びこれに付随する業務」を明らかに行っていない特定大規模乗合損害保険代理店においても確認を求められているかどうかを確認したい。)</p>	<p>特定大規模乗合損害保険代理店が兼業特定保険募集人に該当する場合には、保険業法施行規則第227条の20及び同法施行規則第227条の21第1項第6号に規定する体制整備が求められることを踏まえ、全ての特定大規模乗合損害保険代理店は、事業・業態の拡大状況等も考慮しつつ、必要な頻度において、自身の行う業務が同法施行規則第53条の14の3に定める業務に該当するかを定期的に確認する必要があると考えます。</p>
126.	Ⅱ-4-2-15-5	<p>兼業特定保険募集人である特定大規模乗合損害保険代理店は、自動車修理業務が保険会社の保険金支払いに不当な影響を及ぼさないよう、確認・検証する責任者や必要な人員配置等の体制整備が求められている。</p> <p>これらの監視部署の責任者・人員には、修理業務に関する高い専門性が求められることから、必ずしも修理部門から独立したコンプライアンス部門等に設置する必要はないとの認識でよいか。</p>	<p>貴見のとおりです。</p> <p>ただし、修理部門から独立させることなく当該責任者等を選任する場合には、けん制機能を確実に発揮させるため、内部監査部門等を通じてその業務の適切性や実効性に係る十分な確認・検証を行う必要性が特に高いと考えます。</p> <p>また、一般論としても、自動車修理業務を含め、監査対象に関する専門的知見等を有する人員の内部監査部門等への配置は、内部監査の実効性を確保する観点からは有効であると考えますが、上記のような場合には、専門的知見等を有する人員の配置も含めた適切な態勢整備の必要性が特に高いものと考えます。</p>

No.	該当箇所	コメントの概要	金融庁の考え方
127.	Ⅱ-4-2-15-5	<p>兼業特定保険募集人である特定大規模乗合損害保険代理店は、自動車修理業務が保険会社の保険金支払いに不当な影響を及ぼさないよう、確認・検証する責任者や必要な人員配置等の体制整備が求められている。</p> <p>別途設置が求められている統括責任者及び法令等遵守責任者の役割には、本確認・検証業務は含まれていないとの理解でよいか。</p> <p>監視部署に求められる定期的な調査・検証の範囲および深度、方法等について留意すべき事項があれば御教示いただきたい。</p>	<p>貴見のとおりです。</p> <p>なお、Ⅱ-4-2-15-5(1)で定める、「保険金の支払に不当な影響を及ぼさないよう、その確認・検証を行う責任者」及び当該責任者が所属する部署に求められる調査・検証の範囲としては、例えば、自動車修理業務全体に関して、異常値の分析を踏まえた無予告での自動車修理業務の現場確認等、深度ある方法を総合的に組み合わせ、実効性のある監視体制を構築する必要があると考えます。</p>
128.	Ⅱ-4-2-15-5	<p>国交省からは『車体整備の透明性の確保に向けたガイドライン』について求められているが、金融庁の指摘事項と重複している点もあり、領域としてどのような整理となっているのか。</p>	<p>今般の改正案は、兼業特定保険募集人である特定大規模乗合損害保険代理店が、保険業法第100条の2の2第2項にいう保険募集の業務以外の業務が、保険金の支払いに不当な影響を及ぼすことを防止するための態勢整備の着眼点を示すものです。</p>
129.	Ⅱ-4-2-15-5	<p>場外外注業者に対しても『車体整備の透明性の確保に向けたガイドライン』を定めることとなっており、理解もできるが、外注先に一律求めることは現実的に難しく、場外外注業者の事業継続にも影響する可能性があり、結果として顧客に負担が生じるのではないか。</p>	<p>御指摘のガイドラインは当庁の所管ではないため、その領域について回答することは差し控えます。</p>
130.	Ⅱ-4-2-15-5	<p>本改正案における「兼業業務」の記述は、その多くが「特定大規模乗合損害保険代理店」や「保険金支払管理」に関連して記載されており、一見すると主に大規模な自動車修理業を営む損害保険代理店における保険金支払との利益相反に限定した措置であるようにも読み取れる。</p> <p>しかしながら、本改正の全体趣旨は「顧客本位の業務運営原則」および「金サ提供法」に基づく顧客保護にあると認識している。</p>	<p>法令上、兼業特定保険募集人は「自動車の修理業務及びこれに付随する業務」を行うものに限られることから（保険業法施行規則第53条の14の3）、当該業務を行わない特定保険募集人は、今般の法令改正で新たに定められた兼業特定保険募集人である特定大規模乗合損害保険代理店に講じることが求められる措置を講じる法令上の義務はありません。</p> <p>ただし、Ⅱ-4-2-16に定めるとおり、保険会社から支払われる保険金を原資として対価を得る業務を行う全ての損害保険代理店におい</p>

No.	該当箇所	コメントの概要	金融庁の考え方
		<p>したがって、本改正の対象は自動車修理業のみならず、税理士や経営コンサルタント等の士業・コンサル業務を行う保険代理店及び生命保険代理店も等しく含まれるという理解で相違ないか。</p> <p>特に税理士法人の場合、法規上の兼業制限を背景に、実態として「税理士法人の社員・親族等が設立した別法人の代理店」と事務所拠点、顧客情報、人事等を共有し、一体となって運営されているケースが見受けられるが、このような「実質的に一体運営されている代理店」についても、その形式的な形態を問わず、「利益相反管理」のみならず、「税理士法や保険業法等の趣旨に則った法令遵守体制（コンプライアンス）」及び「顧客保護のための体制整備（ガバナンス構築）」の対象に含まれるという理解でよいか。</p> <p>また、委託元保険会社による監視・指導についても、形式的な法人格の差異にかかわらず、実態に基づき厳格に行われるべきという理解で相違ないか。</p>	<p>て、その規模・特性に応じてⅡ-4-2-15-5に準じた態勢整備がなされることが望ましいと考えます。</p> <p>また、所属保険会社等による保険代理店に対する指導等は、法令等に基づき適切に行われるべきものと考えます。</p>
131.	Ⅱ-4-2-15-5	<p>金融庁のモニタリングが入った際に、必須となる用意すべき資料は何になるのか。また、何が証跡として「問題ない資料」と評価されるのか。</p>	<p>御質問の「資料」については、一概に回答することは困難です。</p> <p>なお、一般論としては、金融庁及び財務局のモニタリングにおいては、法令や監督指針上の着眼点を踏まえて整備された体制が有効に機能しているかどうかも含め、態勢整備の適切性を疎明できる資料の提出を求め、検証することとなります。</p>

No.	該当箇所	コメントの概要	金融庁の考え方
132.	Ⅱ-4-2-15-5	<p>自動車修理業を兼業する代理店に対して求められている、見積妥当性の検証、保険金支払部門と営業部門の分離、記録・証跡の保存といった措置は、不正行為が恒常的に発生することを前提としなければ制度として意味を持たない。</p> <p>不正を行っていない代理店に対し、「やっていないこと」を証明するための記録を求めることは、実務的・論理的な合理性に乏しく、形式的な対応を助長するおそれがある。</p>	<p>貴重な御意見として承ります。</p>
133.	Ⅱ-4-2-15-5(1)	<p>保険業法施行規則第 227 条の 20 第 1 項第 2 号の「適切に監視」と、Ⅱ-4-2-15-5(1)の「確認・検証」は同義という理解でよいか。</p>	<p>貴見のとおりです。</p>
134.	Ⅱ-4-2-15-5(2)	<p>Ⅱ-4-2-15-5(2)②において、必要に応じて事案の解明に向けて関与させることとされている「第三者」とはどのような者を想定しているか。いわゆる第三者委員会のことか。</p>	<p>御質問の「第三者」については、事案の性質・内容に応じて検討される必要があると考えますが、いずれの場合においても、独立性・中立性を有するとともに、適切な能力を有する者（又は合議体）を選任する必要があると考えます。</p>
135.	Ⅱ-4-2-15-5(4)	<p>Ⅱ-4-2-15-5(4)にいう「見積額の適切性に係る証跡」については、保険会社の損害調査部門の鑑定人（アジャスター）による立会調査や写真調査を踏まえた保険会社との協定記録等も証跡に該当するという理解でよいか。</p>	<p>貴見のとおりです。</p>

No.	該当箇所	コメントの概要	金融庁の考え方
136.	Ⅱ-4-2-15-5(4)	<p>Ⅱ-4-2-15-5(4)においては、「対象業務の全部又は一部を委託する場合であっても・記録の保存も含め、上記(1)及び(2)に係る措置を適切に実施するための外部委託先管理を行う体制を整備しているか」とされている。</p> <p>これは、「兼業特定保険募集人である特定大規模乗合損害保険代理店」が適切な外部委託先管理を行うため、外部委託先に対して必要な措置（記録の保存を含む）を求めるが、(1)及び(2)の措置そのものを外部委託先に求めるものでないことを確認したい。</p>	<p>保険業法施行規則第 227 条の 20 第 1 項第 4 号においては、兼業特定保険募集人である特定大規模乗合損害保険代理店に対して、その委託先の監督に際して、顧客の利益が不当に害されることを防止するための体制整備が求められています。</p> <p>御質問の記載は、同号の趣旨を踏まえ、監督上の着眼点として、例えば、外部委託先に対して自動車の修理状況や修理内容等の見積額の適切性に係る証跡の適切かつ十分な記録を行った上で、兼業特定保険募集人である特定大規模乗合損害保険代理店においては、当該記録を基に自社の責任者が不正請求につながり得る事案がないか、定期的に調査・検証を行うなど、(1)及び(2)と実質的に同等の措置を講じることを求めるものです。</p>
137.	Ⅱ-4-2-16	<p>Ⅱ-4-2-16 に記載のある「保険会社から支払われる保険金を原資として対価を得る業務を行う全ての損害保険代理店」とは、兼業特定保険募集人（すなわち「自動車の修理業務及びこれに付随する業務」を行う損害保険代理店）に限定されないという理解でよいか。</p> <p>Ⅱ-4-2-16 の小題が「兼業特定保険募集人における態勢整備等」という表現であるため、念のため確認したいもの。</p>	<p>貴見のとおりです。</p> <p>なお、御意見を踏まえ、Ⅱ-4-2-16 の標題を修正します。</p>
138.	Ⅱ-4-2-16	<p>Ⅱ-4-2-16 には、「『Ⅱ-4-2-15-5 兼業特定保険募集人である特定大規模乗合損害保険代理店が講ずべきその他の体制整備等(規則第 227 条の 20 関係)』に準じた態勢整備がなされることが望ましい(注)。」とある。</p> <p>これは、保険金を原資として対価を得る業務を行う損害保険代理店すべてにおいて必須とはしないが、代理店自らがその規模・特性を踏まえ、過度な負担なく実現可能な範囲で、過大な</p>	<p>御指摘の記載については、金融審議会「損害保険業等の制度等に関するワーキング・グループ」報告書において、「『特定大規模乗合保険募集人』でなくとも、保険金関連事業を兼業していれば、不当なインセンティブが生じる余地は否定できないことに鑑み、同事業を兼業する全ての保険代理店に対して、監督指針において、不当なインセンティブによる顧客の利益又は信頼を不当に害することの防止が重要であるとの理念を明確化するべきである」とされたことも踏まえ、保険会社から支払</p>

No.	該当箇所	コメントの概要	金融庁の考え方
		<p>保険金の支払いの防止に資すると考える態勢を整備することが望ましい、という理解でよいか。</p> <p>また、損害保険会社においては、かかる代理店における本件態勢整備状況を網羅的かつ一律に把握し指導をする必要はなく、Ⅱ-4-6-3を踏まえ、適切に対応することでよいか。</p>	<p>われる保険金を原資として対価を得る業務を行う全ての損害保険代理店において、その規模・特性に応じて、Ⅱ-4-2-15-5に準じた態勢整備を講じることが望ましい旨を示すものです。</p> <p>また、損害保険会社においても、自社が保険募集業務を委託する上記の損害保険代理店の規模・特性に応じて、Ⅱ-4-6-3を踏まえた対応を行う必要があると考えます。</p>
139.	Ⅱ-4-4-3 (2)	<p>Ⅱ-4-4-3 (2) ⑧ア. に関して、支払管理部門や支払部門は、保険金支払に直接関連する業務（支払審査・支払管理・不正防止・苦情対応・ルール整備等）を中心的な業務としつつ、保険金支払機能の適正化や顧客本位の業務運営に資する限りにおいて、保険金支払に直接関連しない周辺業務を行うことも認められるという理解でよいか。</p> <p>例えば、支払部門の社員が営業社員に同行して、保険金支払業務の品質を顧客に訴求することは、保険金支払業務の実態や品質（支払いの適時性・公正性・透明性等）を顧客に正確に理解してもらうことにつながり、顧客の適切な商品選択に資するという観点で、必要な業務と考えている。</p>	<p>貴見のとおりです。</p>
140.	Ⅱ-4-4-3 (2)	<p>生保・損保の区分を問わず、委託元保険会社は、これら兼業代理店が利益相反や主業の優越的地位を不適切に利用した募集を行わないよう、代理店の体制整備状況（法令遵守・情報管理体制等）を確認・指導する責任を負うという理解でよいか。</p> <p>また、税理士法人等が、顧問契約を背景に「税理士法人の社員・親族等が設立した別法人の代理店」への加入を推奨し、実務上、顧問料調整等で実質的に利益を還元する行為は、改正後の「特別利益の提供」の禁止に抵触し、保険会社による厳しい</p>	<p>御指摘の「利益相反や主業の優越的地位を不適切に利用した募集」の意味するところが明らかではないため、回答することは困難ですが、一般論としては、生命保険会社及び損害保険会社は、いずれも委託先の保険代理店が不適切な募集を行うことのないよう、適切に教育・指導・管理を行う必要があると考えます。</p> <p>また、御指摘のような、「税理士法人等が、顧問契約を背景に「税理士法人の社員・親族等が設立した別法人の代理店」への加入を推奨し、実務上、顧問料調整等で実質的に利益を還元する行為」については、個</p>

No.	該当箇所	コメントの概要	金融庁の考え方
		<p>監視対象となるという理解で相違ないか。あるいは、今回は、主に大規模な自動車修理業を営む損害保険代理店における保険金支払との利益相反に限定した措置という理解か。</p>	<p>別具体的なケースによるものの、保険業法施行規則第 234 条第 1 項第 1 号に照らして、Ⅱ-4-2-2(8)を参考に、特別利益の提供への該当性について検討する必要があると考えます。</p>
141.	Ⅱ-4-6-3	<p>税理士法人等により、顧問契約を背景に関連代理店への加入を推奨し、実務上、顧問料調整等で実質的に利益を還元する行為等の不適切な実態や、主業の顧問関係を背景とした心理的強制力（優越的地位の濫用）は、顧客の主観に依存する部分が大きく、保険会社の通常の代理店監査のみでは把握が極めて困難であると推察される。</p> <p>本監督指針改正の趣旨を単なる形式に留めず実効あらしめるため、保険会社に対し、代理店の主業側との「実質的一体性」の有無をどこまで遡って調査させるべきとお考えか。</p> <p>また、具体的にどのような手法（例：代理店への立ち入り調査の強化、主業の契約者に対する実態アンケートの実施、あるいは疑わしい事例の報告義務化など）を用いて監視・確認を行うべきと想定されているか、当局の考えを伺いたい。</p>	<p>「代理店の主業側との「実質的一体性」の意味するところが明らかではないため、回答することは困難です。</p>
142.	Ⅱ-4-6-4	<p>Ⅱ-4-6-4 については、その趣旨に照らし、子会社である損害保険会社の講じる各種措置について、持株会社が適切に確認・検証できる態勢を既に整備されていると判断される場合は、必ずしも追加の態勢整備を講じることが求められているものではないという理解でよいか。</p>	<p>貴見のとおりです。</p>

No.	該当箇所	コメントの概要	金融庁の考え方
143.	Ⅱ-4-6-5	Ⅱ-4-6-5において、「利益相反管理態勢」を「顧客の利益の保護に関する態勢」に変更する理由や主旨を確認したい。	御指摘の改正は、今般の保険業法第100条の2の2の改正により、同条に兼業特定保険募集人に係る体制整備義務が追加されるとともに、監督指針においてもⅡ-4-6-3及びⅡ-4-6-4を新設したことを踏まえ、従前の利益相反管理態勢のみならず、兼業特定保険募集人に係る態勢に問題がある場合にも報告徴求や行政処分の対象となることを明確化するためのものです。
144.	Ⅲ-2-16(3)	伏在調査の実施・協力義務について、調査の頻度、方法、及び結果のフォローアップが適切に定められているか、調査の客観性・徹底性を確保するため、標準的な調査手法のガイドライン策定や、監督当局によるサンプルチェックの仕組みが十分に考慮されているか、といった観点から改正案には実効性確保に課題があり、追加的な改正や補完措置について検討すべきである。	貴重な御意見として承ります。
145.	V-7	<p>外資系大手ブローカーおよび銀行系保険代理店など、すでにブローカー代理店を有している特定の既存代理店を軸として、ブローカーの乱立が懸念される。それらのガバナンスが整理されていない場合、かえって顧客の混乱を招くおそれがあるため、ブローカーの活用促進については慎重を期すべきである。</p> <p>なお、ブローカーの不祥事件に関する届出義務化については賛成であり、厳格な運営を強く要望する。</p>	貴重な御意見として承ります。
146.	V-7(1)	V-7(1)について、不祥事件等の発覚の第一報に関する確認点として、「本部等の事務部門、内部監査部門への迅速な報告及び社内規則等に基づく取締役会等への報告を行っているか」とあるが、「本部等の事務部門、内部監査部門」に加えて、あるい	個々の会社によって、様々なコンプライアンスに対する態勢が考えられるため、一概にお示しすることは困難ですが、内部統制システムにおける三線管理を考えた場合には、一般的にコンプライアンス部門は第二線に当たり、本部等の事務部門に含まれるものと考えます。

No.	該当箇所	コメントの概要	金融庁の考え方
		<p>は内部監査部門に代えて、「コンプライアンス部門」を報告先にすることはできるのか。</p> <p>また、「事件とは独立した部署（内部監査部門等）での事件の調査・解明を実施しているか」とあるが、この内部監査部門等にコンプライアンス部門を含めて考えても良いのか。</p>	<p>また、コンプライアンス部門が不祥事件等の事件の調査・解明を実施することが直ちに否定されるものではありませんが、当該不祥事件の発生した部署等と独立した調査主体であることが望ましいと考えます。</p> <p>その場合においても、第三線に当たる内部監査部門等において、上記の調査・解明の適切性を事後的に検証するなど、実効性ある内部監査が実施できる態勢を整備することが望ましいと考えます。</p>
147.	V-7(2)	<p>V-7(2) 2. イにおいては、「保険契約者等の判断に重要な影響を与えるような場合であるにもかかわらず、保険仲立人が公表していない場合には、公表の検討が適切に行われているかを確認することとする」とあるが、「保険契約者等の判断に重要な影響を与えるような場合」とは具体的にどのような場合を想定しているのか例示していただきたい。</p> <p>また、出来る限り公表する基準を明確化していただきたい。</p> <p>不祥事件に該当する事案が、漏れなく公表が必要になる事案であるとは考えていないが、その理解で良いのか。</p>	<p>「保険契約者等の判断に重要な影響を与えるような場合」とは、様々なものがあり得るため、一概にお示しすることは困難ですが、例えば、顧客の金銭を費消流用したことにより伏在調査が必要となる場合や個人情報情報の漏えいを発生させたことなどにより不特定多数の者に注意喚起する必要がある場合など、顧客被害が生じるおそれがあるときなどが考えられます。</p>
148.	V-7(3)	<p>V-7(3) 1. ウにおいては、「事実関係を踏まえた原因分析により、実効性のある発生防止への取組みが適時適切に行われているか。</p> <p>特に、発生原因が保険仲立人固有の問題である場合は、保険仲立人自身において上記取組が適時適切に行われているか。」とあるが、ここで言う「発生原因が保険仲立人固有の問題である場合」とはどのような場合を想定しているのか。</p>	<p>様々な発生原因があり得るため、一概にお示しすることは困難ですが、例えば、態勢整備が不十分であるなど、不祥事件等を発生させた保険仲立人に特有な事情が発生原因となる場合が考えられます。</p>

No.	該当箇所	コメントの概要	金融庁の考え方
149.	—	<p>本改正案においては、特定大規模乗合保険募集人等に対する保険会社の委託方針の策定・定期検証、管理責任者の選任、手数料及び便宜供与の検証、保険募集指針の確認・改善要求、不祥事件発生時の情報共有・通知義務の強化、並びに伏在調査の実施等を通じて、保険会社による保険募集人への教育・管理・指導の実効性向上を図る方向性が示されている。これにより、保険募集人の法令等遵守態勢の適正化、顧客保護の徹底、及び業界全体の信頼性向上が期待されるものと認識する。</p> <p>一方で、近年、生命保険会社において、営業職員等による金銭詐取、顧客情報不正持ち出し、意図せぬ契約締結、並びにコンプライアンス違反に起因する不祥事件が複数社で続発している状況に鑑みれば、保険会社自身の内部統制・コンプライアンス態勢、営業職員等の管理体制、及びリスク管理能力に依然として深刻な課題が残存している可能性が指摘される。特に、改正案が保険会社側の委託管理を強化する一方で、保険会社自体の内部管理態勢の不備が、対象募集人に対する監督・指導の実効性を根本的に阻害する要因となり得る点は、改正案の趣旨実現の観点から重大な懸念事項と考える。</p> <p>このような背景を踏まえ、改正案の実効性をより確実なものとするためには、保険会社自身の管理能力向上を前提とした追加的な措置が不可欠であると判断する。については、本改正案の趣旨をより効果的に実現するため、以下の点について追加的な改正を御検討いただきたい。</p> <p>これらの提案は、監督指針の新設規定（Ⅱ-4-2-15等）を基盤としつつ、保険会社の内部統制強化を軸に、業界の再発防止メカニズムを多層的に構築する観点から導出している。</p>	<p>貴重な御意見として承ります。</p>

No.	該当箇所	コメントの概要	金融庁の考え方
		<p>1. 保険会社自身の営業職員等に対する管理態勢の強化に関する記載の追加（例：予兆把握・早期発見のための日常的モニタリングの義務化、内部通報体制の独立性確保、コンプライアンス研修の定期実施及び効果検証の義務化）。改正案が対象募集人の委託方針策定（Ⅱ-4-2-15-1(1)①）を義務化している点を踏まえ、保険会社内部の類似態勢を並行して強化することで、管理能力の不均衡を是正し、監督の実効性を高めることが可能となる。</p> <p>2. 保険会社が特定大規模乗合保険募集人等に対する監督・指導を行う前提として、保険会社自身のコンプライアンス態勢について監督当局による定期的な検証・評価を義務付ける仕組みの導入（例：オフサイト監査の頻度向上、立入検査時の内部統制評価基準の明確化）。改正案の管理責任者選任（Ⅱ-4-2-15-1(1)③）や手数料検証（Ⅱ-4-2-15-1(1)⑤）を保険会社内部に委ねる構造を補完するため、外部監督の強化により、保険会社の自己管理能力の客観的向上を図ることが適切である。</p> <p>3. 不祥事件の再発防止に向けた保険会社間の不祥事件の情報共有促進や、監督当局による業界全体のモニタリング強化に関する規定の追加（例：不祥事件通知の迅速化（Ⅱ-4-2-15-4(5)）を全保険会社に拡大し、業界横断的なデータベース構築、または監督当局主導のリスクアセスメント報告義務の新設）。改正案の伏在調査協力義務を基に、複数所属時の情報共有をさらに発展させ、業界全体の予防メカニズムを構築することで、個別会社の管理能力不足を補完できる。</p> <p>4. 対象募集人の基準未達事業年度における継続管理（Ⅱ-4-2-</p>	

No.	該当箇所	コメントの概要	金融庁の考え方
		<p>15-1(1)①の規定を強化し、保険会社自身の事業年度別リスク評価を義務付ける追加措置（例：前年度不祥事件発生時の自動継続検証、またはコンプライアンススコアリングの導入）。これにより、保険会社の管理能力の経年変化を監視し、改正案の持続可能性を確保する。</p> <p>これらの措置により、保険会社側の管理能力を根本的に向上させつつ、保険募集人に対する監督の実効性を一層高めることが可能となるものとする。</p>	
150.	—	<p>改正案全体として、罰則や行政処分との連動性が十分に明示されているか、監督指針の遵守を促すインセンティブとして、違反時の責任明確化（例：管理責任者の個人責任、保険会社の業務改善命令の適用拡大）が適切であるかどうか、形式的な対応に終わるリスクはないか、といった観点から改正案には実効性確保に課題があり、追加的な改正や補完措置について検討すべきである。</p>	<p>貴重な御意見として承ります。</p>
151.	—	<p>本改正案全体から、「代理店や募集人は不正を行う可能性が高い」という前提に立って制度が構築されているように受け取られる。</p> <p>一部不祥事を踏まえた再発防止の必要性は理解するものの、それをもって業界全体・全国の代理店を一律に疑うような制度設計は、誠実に業務を行っている多くの事業者に過度な負担を課すものとする。</p>	

No.	該当箇所	コメントの概要	金融庁の考え方
152.	—	<p>本改正案では、「適切に機能しているか」「深度あるヒアリング」「必要に応じて」といった表現が複数用いられている。</p> <p>制度趣旨としては理解できる一方で、代理店や所属保険会社、監督・検査の現場ごとに、解釈や判断にばらつきが生じる可能性もあると考えられる。</p> <p>制度の公平性及び予見可能性を確保する観点から、これらの表現について、判断にあたっての考え方や留意点が示されることが、より円滑な制度運用につながるのではないか。</p>	<p>貴重な御意見として承ります。</p>